

平成21年第1回足寄町議会
予算審査特別委員会(第2号)

平成21年3月12日(木曜日)

出席委員(14名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一将君

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時07分 開議

開議宣告

委員長（大久保 優君） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開催いたします。

議案第36号

委員長（大久保 優君） 議案第36号平成21年度足寄町一般会計予算の件を議題とします。

提出議案につきましては、既に説明がありましたので、これから質疑に入ります。46ページ、歳出から行います。目で進めます。議会費。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） ただいま予算審議に当たって、議会費が審議の対象になっております。私もしばらくぶりでこの議会費、何十年ぶりで質疑をさせていただくわけでございます。

そこで、まず一つには提案者にお聞きしたいと思えますのは、この予算、ただいま提案になっております予算案の最終理事者としての意思決定は何日だったのか、まず本質論議に入る前に、そのことをお尋ねしたいと思います。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 2月の18日でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。

それでは本質論議に入ります。まず地方財政法第3条、これは御案内のと通りの規定をもって本予算が理事者提案ということで、この議会費も例外なく答弁者は理事者だと、提案者であることは明確なわけでございますけれども、まず、町長はこれで6年目で何定例か私はちょっと、計算すればすぐわかるわけですが、予算を提案をしておったわけですが、この議会費に対しての地方財政法第3条との本質的な本意というものと、提案者

としてこの議会費に対する御所見をまずお聞きしたいと、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

地方財政法第3条に予算の編成について規定がされているわけでございます。今、議会費にかかわる質問でありますけれども、これは議会費にかかわらず予算編成に当たっては、それぞれ原課に指示をし、必要な部分、もちろんこれは政策的なことも含めてでございますけれども、そういったものを財政担当の方に提出をさせ、その後、所要の査定を行いながら予算編成をし、そして議会に提案をしてるということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 町長答弁の後段は一般論なんですね。それは当該公共団体の町長部局に関する面なんですね。

私は今、予算審議の対象は議会費なものですから、議会費は、あなたが後段で答弁したようなことではないんですよね。原課といたって、議会事務局は執行機関でございますのでね、特にこの辺についてどういう御所見を持ってるのかね。

具体的に申しますと、私ずっと34年やって、首長さん、あなたで4人目でしょうかね、4人目だと思いますけど、そういう状況でずっとこう、これからまた質疑を進めていく上で、また違った質疑のことをお聞きすることになりますけど、私はただ現時点で予算、これは今後段で答弁されたような状況と全く違うと、ですね。

財政法上第3条からいくと、このことも基本的に地方財政法第3条に基づく予算編成というものについて第2項のことをどうするかといっても、現実問題としてはね、原課といたって、町長部局の原課でございませぬのでね、議会事務局ということは議決機関の1組織なんですな。

他方自治法上の変則的な位置づけがこのようになってから、法がどうのこうのということと言う、ただ、現行の法規範の中で理事者がどういうふうに対応してるのかなと。

例えばもう少し、今回は全体で前年度対比、前年度対比という表現が適切か、あるいは12月末と、それも数字変わってますんで1%なんです、議会費増がね。全体で当初から0.6ぐらいなんですよ、総予算の大体、そのぐらいの数字でいるんですけどね、そのときに今回1%、前年の1%、事業費段階の1%増を理事者が予算を切ることができるかということなんすな、切ることができるかと。

私はまた、この予算が終わって16日か17日ごろになるかと思えますけれども、総括質疑でまた具体的にいろんなことをお尋ねする予定でありますけどね、まず一つには、この議会費を理事者が予算カットできるのかなと。

具体的に言うと、本来、議会事務局で前段で議会運営委員会やって、新年度予算に対して局長が議会運営委員会に示して、予算についてお諮りしてるんですな。議会運営は意思決定をして、そしてそれを持って、恐らくどうなってるかわかりませんが、事務局長が担当者のとこへ行ってるのかなという思いをしてるの。

私は具体的にわかりませぬよ。議会の首脳部でございませぬのでわかりませぬけども、そのときにあなたの持っている一つの査定としてね、先ほど2月の18日に最終意思決定をしたという御答弁ございましたからね、そのときにこういう予算というもの、いやいや、例外なく1%増というのについては許容でき

ませんと、中身を言うとあれですな、この中身をよくと言われますと9節予算ですなってね、こんな形になろうかと思うんですよ、予算吟味していきますと。

また、場合によっては、いやあ、これ今回このあれですな、7節予算はありながらあれですな、委託料、13節予算もちょっと増額になってますなとかね、これをもう少し兼ね合いの中で、普通はこれフィットするもんですからね、何とかありませんでしょうかという、こういう一つの予算、最終的に予算査定の中で切り込めるかどうかということさ。

あなたは今回予算査定、この議会の関係でやったか、私は承知しておりませぬけどね、そういう御所見をまずいただきたいということさ。質疑の趣旨、御理解いただけましたか。どうぞ。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ただいま質疑を受けているのは議会費にかかわる部分でございませぬけれども、これは議会、その他行政委員会含めて、形としては先ほど原課というお話をさせていただきました。町長部局、さらには行政委員会、あるいは議会等とあるわけでありませぬけれども、基本的には、指示も含めてこれは予算編成会議も一緒にやっておりますし、一応方針に基づいて予算要求をしてくれということでやっております。

ただ、そこであるのは、今、議員仰せのとおり議会費でいえば、私の気持ちとしては、それは議会、あるいは行政委員会から上がってきた予算というものは、それは基本的には尊重をしたいという思いではあります。

ただ、その中で、余り例はないのかなという思いはしておりますけれども、しかし、これは総務課長、あるいは副町長査定も含めてくぐってくるわけでありませぬけれども、そのなかでは、当然やっぱり内容的には吟味をさせていただいて、場合によっては、この分についてはどうなんだと、再考できないかとい

うことだってあり得るのかなというふうに思っております。

ただ、今回の21年度予算につきまして、これは議会事務局の方から提出されたものについては、これは査定の段階での増減というのではありません。そのまま認めたというようなことでございます。

特に、仮にですよ、仮の話ですけれども、仮にそういうものが今具体的に出ましたけれども、例えば大きなものの委託料が出てきたと、これ本当にいいのかなと仮に私の方でそういう疑問があるとした場合については、当然事務局通じながら、場合によっては議長とのお話ということにもなるのかなという、そんなふうには思っておりますけれども、ただ、基本的な思いとしては、上がってきたものについては、基本的には尊重すべきなのかなというそんな思いでございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） あなたが就任以来、予算は切り込んだことがあるのかどうか。総論はわかりました。切り込んだことあるのかどうか、まず具体的にそれじゃあ。なければないと、あるんならあると。

委員長（大久保 優君） 答弁調整のために、45分まで休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今現在、財政担当の手元にある資料で確認をしまいいりましたところ、議会事務局の方から提出された要求に対しての査定においての減額等については、ないということを確認をさせていただきました。

なお、詳細までということになりますと、当時の要求資料等については、今の書類の保

管が東小学校の方に行ってるもんですから、詳細までチェックをせよということであれば、もう少し時間をいただかないと、ちょっと難しいということでございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ、詳細ということの内容まで云々というのは、過年度分ということもありますんで、それ以上質疑を重ねるものではありません。

そこで、まずアバウト的に今の答弁を聞いて明らかなように、一定の議会サイドから出された予算要求については、おおむね、おおむねというか、すべてというか、答弁によりますれば、予算をカットして提案するということはなかったと、あなたが町長に就任してからと、このような受けとめ方をさせていただきます。

そこで、まあまあ、このことは従来がどうかということになりますれば、そういう立場にありませんでしたので、一般論からいけばそういうことかなと。

それだけに、議会サイドの予算要求というものはやはり聖域じゃないんだと、それだけにやっぱり慎重を期して予算要求をしなきゃならん、あるいは予算に対する議会サイドの意思決定というものをきちとしなきゃならんという、議員の一員として常に思っているところでございます。

そこで、さらにお尋ねしますが、この予算の実際の手続の手順というのはどういう状況に客観的になっているのか、具体的にその辺ちょっと、そして最終的に2月18日を迎えたのか、その辺はお示しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

予算の組み立て方といいますか、昨年12月末までに各課から予算の要求を取りまとめをして、1月、年明け、私がやったのが1

月15日から副町長査定ということでございます。

それでまとまった部分で2月4日、5日、6日、この3日間で町長査定を行って、ほぼ予算編成についてはまとめたということでありまして、冒頭申し上げましたように2月の18日に、3月補正のまた査定がございましたので、20年度予算との関連もありまして、2月の18日に最終決定をしたということでございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 議会費についてはいかがですか。そういう今同じようなとらえ方でよろしいんですか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） その査定期間が一定程度ありますけれども、その期間の中で、議会費ですから早いといいますか、順番的には査定の当初の方で査定をしております。ですから副町長査定、町長査定、そして結論といった流れは、議員御指摘のとおりでございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 議会費はいつ予算要求が手元に、町長部局の手元に来たんですか。12月末ですか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 12月末だというふうに思っています。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 12月末に議会から予算要求があったという、そのことは予算要求者は事務局長ですか。予算要求の要求の今の本予算案に提案している詳細について予算要求されてきたのは、議会の事務局長ですか。そしてどなたが受け取ったんですか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

21年度予算編成から財務会計システムを変えまして、パソコン上での処理ということになってますので、それぞれ課・部局等で要求書ができ上がった都度、財政当局の方に送り込みをしていくという状況になってございますので、高橋議員から冒頭言われております、議会側から町長に対するというような手続上の公書的なものについては省略をさせていただきます。

議会事務局側から町部局に対する予算要求という公書をつけたりと、議長名でですね、そういったことについては、パソコン上での処理でございますので、省略をさせていただいてということでございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 時期はいつですかとお聞きしてる。

委員長（大久保 優君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時56分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 時間をおとりして申しわけございません。

議会側からの予算要求が昨年12月29日に作成し、その月日で財政の方に送り込みがなされております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 先ほどから申し上げてる経過のように、予算の査定が技術上できないという、理事者がですね、議会はノンパスというわけではございません、手続上今申し上げた12月29日に、本来ですと2節予算、つまり給与、これは13款で一括処理、給与費になってますんでね、あと残りは7節、13節予算、これが大体リンクされて

フィットされて全体にどうなのかなという、普通はあれですよ、予算、あるいは9節が前年対比1%のこのことにおいて伸びるということがどうなのかなという、大体査定基準かなと思う。一般的な町長部局の予算査定の、そして全体の予算という意味合いの一つの指針からまいりますればね。

だけど、先ほど町長答弁されたように、就任からずっと、詳細は別としても、おおむねほとんど大体議会の予算要求どおり査定をして、議会に予算提案したという御答弁いただきました。

私は、やっぱり時代が相当推移をしておりますとね、本来、議会費に対する予算審議というのは、余り希薄になって聖域めいたものになってはいけないなという思いがあるんですよ。

我々議会議員は、町長部局の予算にはきめ細かく、例えば行政委員会も含めているんな議論をしてるのに、きのうの住民課長の税の絡みの支出の分にかかわる一つの基本的なマナー的なね、そういうものは私どもも例外でないんですよ。

したがって、我々も、この議会予算案、何も関係なく、もう異議なしという感じで何も質疑していかないというのは、私はいかがなものだろうかという思いもあるし、それともう一つ、やっぱり実態も明確にしていかなきゃなんという思いが一つあるんですよ。そういうことの中で、とりあえずお尋ねをさせていただきますね。

そこで、今はっきりわかったのは、12月29日に予算要求したということが明らかになったんですね。ただ、一方で、先ほど議長も会議場におりますけど、2月の18日に議会運営特別委員会が開会された折、この開会は、本定例会に議運の委員長から報告のあったような、他の公共団体の行政視察を踏まえて、足寄町議会がどうあるべきかということの一定の視察を踏まえた指針を示した報告、委員会の報告なんですよ。

当然、町長も目にしてるんでないかと思

ますけど、その席上、それが終わってから議長の方より、議運の報酬等に関してちょっと協議したいという話が正副議長で協議した結果そのようになったような話で、それが奇しくも18日なんですよ。

今聞いたら、18日が最終なんですよ。そういうことの持つ意味というのは、私は委員会で、一事不再理の問題もありましょうけど、意思決定したものを、そういう予算編成がどうしてできるのかなという思いがあるんですよ。

聞くところによると、これは今回の官房副長官のあのオフレコ発言ではございませんけど、理事者と私ども議会の上層部の方がね、予算もそうなれば提案にオンしていたたけるといような、そういう意味合いの話も私はお聞きしてるんですよ。

そういうことになりましたらどうということになるのかなという、我々議会人もやっぱりきちっとしていかなきゃなんのに、過去ゲーム的なね、今ずっとスケジュールをお聞きしますと、そういうことになると恐らくは議会事務局長、議会事務局サイドに対しても、上層部が予算要求にかかわるような手続行為をお話ししてるんでないかなと思うんですよ。私はそのように確信してるんですよ。これはあつてはなんことだなど。

その前段行為というのは、やっぱり議会上層部とあなた方理事者が政治的な一定の信頼関係と申しましょうかね、あるからそういうことができるのかなと。我々はこれは不適切だと思うんですよ、そういうことは。

そういうことがなかったということで、高橋幸雄の発言の趣旨は、全くオフレコ発言なんていうものでなくて、事実行為に反しているということで断言できるんなら、答弁してみてください。私は真摯に受けとめて拝聴いたしますから。その辺についてはいかがですか。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員仰せのちょうど予算の最終決定2月18日、それから議会の議運開催が2月の18日ということで、その折に議長よりというお話でございました。

議員報酬の見直しといいますか、これは独自に削減をしてるということでございまして、このお話は、議長あるいはその他の議員さんたちとも、これは非公式な話で、今の実態を含めてどうなんだというそういう意見交換はしたことはございますけれども、とりわけ新年度予算に当たって、例えば議長の方から私の方に、4月から引き上げすることになるとした場合に予算提案に間に合うかどうかという、私自身はそのお話をした記憶はございません。

当然これは私どもの報酬もそうですけれども、議員の報酬についても、報酬等特別委員会ということもございまして、そういった具体的な21年度の予算編成に当たっては、そういうお話というのはした記憶はございません。

それからあと、一般的なお話として、予算編成に当たって、やっぱり国の関係、あるいは実はこんなことが、これは正直申し上げますけれども、こんなことが漏れてたというようなことが、議会に限らずほかの課でもそういったことも起こる場合も、そんなには頻繁ではございませんけれども、あるということでございます。

そういう意味では、最終予算を決定してから、わかりやすい話が議案書を印刷するまでの間というのは、これは飛び入りといいますか、ちょっと表現の仕方は悪いかもしれませんが、そういったことでの一部の見直しということは、これは現実やっているとすることはこれは現実あります。そのことを申し添えて、私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） お隣の副町長さん、

同じ質疑ですけど、いかがですか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 2月の18日に最終確認をしているんでありますけれども、その間、議会、議長でありますけれども、議長の方から予算査定の状況についてお話があって、今後どうなるのという話の中で、私は一般論、議会議長として一般論としてお聞きをされたということもあってそういうことで受けとめて、2月の18日最終確認をして、町長査定も一応終わったんで、3月補正との対比をして、2月の18日ぐらいが最終リミットですねというようなお話をした記憶はあります。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ、副町長正直だ。もうそれ以上あえてお聞きしません。これ以上お聞きするのは心苦しい、あなたの人間性に免じて。

ただ、事務局長にもあえてお尋ねしません。本来、事務局長にお尋ねするなんていう予算審議は、提案者は町長なわけですからね、百条委員会かなんかでしたら話は別ですけども、これ以上聞きませんが、私はやっぱりその辺はいずれにしても不明朗だと思うんですよ。

一般論って、これは漆間官房副長官も言って、一般論として言ったというんだよ。だけど、どなたが考えたって、あの時局の中であいうね、オフレコといえどもさ、今の答弁もやっぱり一般論ということではね、なかなか答弁としては、これ以上私はこの問題触れません。

しかし、このことはやっぱりね、だから町長は全く関係ない話だと町長は答弁されましたけど、だから僕、この辺だと思うんですよ。それは我々議会サイドの問題なんです、基本的には。しかし、やっぱり我々は聖域でないと、我々議会費も聖域でないと。

だって、12月末で予算要求してまとめら

れて原課に渡してるわけですから、議会事務局は12月の29日でしょう、要求してるの。原課だって一生懸命、年末にかけて一生懸命予算査定いろいろやってるわけですから、その後の上級査定は、先ほど答弁したようなことの中で町長査定2月の4日、5日、6日、2月15日から副町長査定、そういうことで一連の中で積み重ねてやってきてることですから、議会費だけがね、印刷製本に間に合うとか間に合わんということでないんだ。そうやれば予算総額変わってくるわけですから。

たまたま今回正誤表あった例えば補正予算、もう1カ所ありましたね。正誤表出てませんでしたけど、ゼロで予算があったのね。正誤表出てませんけども、あの正誤表を出さなかったって、あれだって本当は出さんきゃならん、だからよくあることなんですよ。

予算ないから、ただまあ、それが正誤表出すことがどうなのかなという気もしないわけでもないですけどね、そういうことは私はあるけど、ただ、こういう基本的なことだけはきちっとやっぱりやっていかないと、住民不信につながるなど。

あなた方執行する1職員に至るまで、時間外手当等もろもろ議論してる議員が、自分にかかわることは超法規的に近いようなことは許容されていかなもんだらうかという思いはしてるんですよ。

これは別に議員報酬がどうのこうのって、そんな本質論議じゃないんですよ。本来そのことは、昭和30年代、40年代から学者がいろいろと議論した経過あるんですよ。

夕べも改めてひもといて、1時間ぐらいかけて専門書読んでまいりましたけどね、そんなに詳細に語りません。そのことはいずれにしても、我々みずからのことのそういうものについては、他の者が、関係ない者が一定の形の中で関与して一定の指針を示す、自分から身を削るのはみずから構いませんよね、オンする場合はそういうことにならないというのは、通常の公人としてのルールですよ、そ

れは。

今後についても、この辺の予算についてはひとつ厳しくね、聖域なく私どももきちっとそういう一員としてきちっとしていきたいと思ってますし、理事者についてもさ、どういふやっぱり政治的関係があるうとも、あるいは個人的関係あるうとも、やっぱり仮にそれが一般論と言ったとしても、客観的に考えたら見え見えの話ですよ。

漆間官房副長官と同じでしょう。だれが考えたって、一般世論がどちらの正当性を支持しなくたって、字句からいけば一般論で通らん話ですよ。

それ同時に、今のやっぱり副町長答弁もね、一般論だということで、ただ裏を返せば、いやあ18日、きょうなら間に合うよということを示唆してるようなもんですから、そういうことはやっぱり厳に慎むべきだなという、今後の予算についてもね。

そのことだけ申し上げて、これ以上この問題についてあえて触れることは慎みましょう。副町長も明確に申し上げた経過もありますから、これ以上この問題で質疑を重ねると、蛇足を重ねるようなもんで時間の浪費です。

次に進みます。もう一つ、人事の問題にちょっと、これは議会人事ですから、町の人事について私ども口挟むことはできませんけど、議会の人事。

これ予算措置上は、先ほど申し上げたように2節給与費で本来はそうですけども、これは行政委員会は別としても、13款の給与費の中で包括されてますよね。

据え置きなんですけど、いつも思うんで、町長5人いて、34年議会やってきて、私が33回目の感じで、その間、職員の異動があったり、もちろんそれには事務局長も異動になったりしてるんですね。

本来、後任、例えば今回事務局長が退任、退任ということは定年を迎えるということに当たって、当然新任が入るということですよ。現職にいる場合は、そのことを交代せと

言わんばかりのことになるから、ただ私ね、いつもこの問題真剣に考えてるんですけどね、議会の人事というのはどうあるべきかなと。

ある学者に言わせれば、議会がみずから採用すると申しましょかね、辞令上は議長が辞令発令するんですよ。町長部局職員をその町長がこの議会で発令してという行為が必要で、そこだと思っんですよ。

私ね、今までずっと過去の経過で、故人になられた現職のOBの方、職員OBの方も、あるときこういう議員の有力議員にね、お仕事の絡みの中で仕事を求められたとき、現職現業担当課長だった関係で、そしたらその有力議員さんの思うような答弁でなかったもんですから、おまえを首にするというような話を言われてね、一生忘れられんと、リタイアしてからもそういうお話ししたこと、私の耳の中に今でも残ってるんですね。

あるいはもう一つは、議会事務局の職員なんていうのは、議員のしもべじゃないんですよ。スタッフなんです、スタッフ。上下関係は全くない、フィフティ・フィフティなんですよ。町の職員と我々だって同じことなんですよ、上下関係のあるもんでないんですよ。

けども、これもまた逆に、何か自分が給料を払って支給しているワンマン会社のオーナーみたいなつもりでね、その辺の接し方も私は問題あると思っんですよ。

議員が古くなれば古くなるほど、あるいは力があればあるほど、ポジションがよくなればよくなるほど、そういう嫌が多いんですよ、黙って見たら。私はね、いかなもんだらうかと思っんですよ、だからそういうこと。

それともう一つはね、人事についてやっぱり議会との協議の中でどういうふうになってるのかなと思っんですよ。議会上層部の一部だけでやってやってるのかな、そこわからないんですよ。

今回は給与費なんですけど、例えばその学

者の議論からすれば、一定のやっぱり議会費、今回1%増ですけどね、そんなことで何とか努力できないのかなと、いろんな思いの方法論は私はあるかなと思ってるんですよ。

具体的に私案はありますけど、あえて申し上げません。いろんなさしさわりあると思っますんでね。だからその辺をどのような形の中でやってるのかなという思いをしてるんですよ。

これからも恐らく、今月の議会終わってからこの1週間ぐらいでいろいろあって、内示したりね、管理職に内示したり、いろんなことをする、退職者もいらっしゃるからやると思っんですけどね、そのときに当然既定の事実として、議会事務局長も定年退職だから、やっぱり議会議員はね、やっぱりその議会の人事については、どういう執行機関との今の現状、ずっと経過からいってどんなことが一番好ましいのかをね、やっぱりこの段階で考えなきゃならんと思っんですよ。

我々議会議員も、議会事務局もそうですけど、例えば行政委員をみずから推薦したりさ、執行にかかわるか、そういうことはやっぱり厳に慎まなきゃならんんですよ。水面下であったとしてもさ、それは公になるということ、ということは、私が同意する同意案件の議案となるわけですから。

それだけやっぱりその置かれてるポジションが高けりゃ高いほど、その辺の疑惑のないようにしていかなきゃならんのが、みずから自分自身のプライベートのことはともかくとして、公にかかわることは、それはもう自制しなきゃならんと思っんですよ。

だから、そういう意味で議会の人事というものに対してね、あなたは今6年目に迎えて、6年まるっきり終わったわけですからね、常にどういう心構えの中で、そして今まで執行されて、どういう形で一定の議長が人事発令する状況に持っていかれたのかね、ちょっと御説明いただきたいと思っんですが。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私が首長に就任してから、議会初め各行政委員会、この人事につきましては、基本的に役場組織総体の人事の案を固めた後に、それぞれの議会であれば議長、あるいは行政委員会であれば、例えば教育委員会であれば教育長等々にお知らせをし、どちらかという、相談というよりも御理解いただけないかというようなことで、具体的な固有名詞を出して、この者を町長部局から出向させるというようなことで相談をさせていただいて、まあ、相談というよりも、一つが変わればがらっと変わるわけですから、何とか御理解いただきたいというようなお話をさせていただいて、この間そんな形で御理解を、どの行政委員会も含めて御理解をいただいているというようなことでございます。

決して私は事前にですよ、事前に聞く耳は持たないというそういう意味ではございませんけれども、一応そんな形でこの6年間は推移させていただいているということでございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私の経験則から言わせればね、まあ正直申して、今の表現をもう少しわかりやすく説明すれば、あてがいがちみみたいなもんですよね。聞く耳持たんとは言わないけども、一定の駒の動かし方で、1人動かせばいろいろあるから、ひとつこんなとこで御了解して御理解いただきたいということで。

変わった事例、私の記憶で、34年間で2度ぐらいありましたでしょうかね。それは議会サイド協議してますからね、その場合は、議会サイド内部でね。これ逆にそういうことにならんと、御理解いただきたいという経過が、僕の知り得る範囲では。

あなたがなってからはただの一度も、私そ

んな立場にもありませんし、言ってみたって、負け犬の遠ぼえみたいなことになって、ほかの方の有能な議員さんや有力者の議員さんは聞いていただけるけど、私の話は聞いていただけないもんだというふうに、もう最初からスタート時点からそうだったですから、そう思ってるから、そんなむだな抵抗はしてませんけども、ただ一つ言えることはね、それは過去の事例を申し上げてるだけであって、あなたが町長でなくて。

ただ一つ、私は、あなたがなってから事象として、局長のみならず職員に至るまでね、不適切だなという事例があるんですよ。議会事務局の職員というのは、この選んでる議会事務局の議員というのは、みんな選挙ということもあるでしょう、地縁血縁あるでしょう、それからもう少し言えば労働界の関係、労働組合の関係もあるでしょう。

私は就任以来ずっと、当選したところ三百何十人職員いたからほとんど、もちろん地域のいろんな触れ合った人の御支援もあったけど、役場職員の方の御支援いただいたというふうに、ずっと現段階まで思ってるんです。

ということは、一番理解しているよき一番理解者なんだ、役場の職員がね。どういう言動なのか、どうなのかということが一番知ってるんですよ。

議会だよりなんて本当に一部抜粋で出るわけだし、私、1戸1戸、そんな人の悪口言いながら、何とか後援会に入ってくださいなんて歩くこういう立場でもありません、ここもほとんど歩いてませんから、ここ5~6期ね。だからそういういろんなことを考えなきゃならんですよ。

私は、昨年でしたか、私自身のことではないですけどね、本当にこんなことあっていいのかなという思いはしてるんですよ。だからそれだけに人事というものは、局長もさることながら1職員に至るまで配慮していただかなきゃならんと思うんです、それは。その辺はちょっと無神経かなという思いしてるん

ですね、そういう意味では。

あなた方理事者や、あるいはそれなりにはそういうことなのかもしれませんが、私は、やっぱり適切さを欠いてるなど。

具体的に申し上げなかったらわからないのなら、具体的に事例を出すこともやぶさかではありませんけど、これは当たり前前で客観的事実でございますからね、だけどそれはやっぱり言うべきでないでしょう。

それはほとんどの議員が知ってるとは申しませんが、それ相当の議員の方は知ってらっしゃる事実行為ですから、私は、そういうことはあってならんな。そういう人事をひとつ人材をね、議会首脳部と協議して配置をしなければ、本来の議会の機能が失われるなど。

今、恐らく今のこの町職員の中にも、私が34年間の中で議会事務局に勤務していただいた職員の方がまだ相当数おりますね。女性職員が1名だけです、退職したの。あとは全部職員の中でいらっしゃいますから、今現実的にね。男性職員も、外局へ出てる方もいらっしゃいますけども、私はやっぱりこの辺はね、ずっと考えてたんですよ。

ということは、私は先ほどの局長人事、その人事という局長ということを含めて議会事務局というのは、あなた方の部局外の人なんです。

だから、例えば一般質問等にも、今回つい最近ですけど変えましてね、議会の独立性をきちっと守って、一定のチェック機能を保持しようということで変えましたよね。別に秘密主義にする何物もないんです、議会も透明化されてオープンにする、しかしながら、チェック機能ある組織のそれを補助する職員と執行する職員と、おのずから立場が違うんですよ。

だけど、あるとき辞令一本でもって動くもんですから、自分の先を、今の局長はもうリタイアするから、その人の性格にもよるし、本当に自分の正義感を保ってね、何ば怒鳴られようと、そんなケースもあるみたいですよ。

ど、職員怒鳴られようと、自分としての誇りと、自分のきちとした職務というものを忠実に守るといふことのでき得る人間かどうかという問題もあるんですよ。

それはやっぱり理事者がね、トップになるぐらいだから、人を見る目を持ってやっぱり起用しなきゃならんですよ。それは受ける議会サイドもそうなんですよね。

私は、そういう弊害は、今回のこの議会費の予算を通じて、私は恐らくこれが議会費の最後のね、議員としても最後の質疑になろうと思えますけどね、特段のことあればまた来期もやる予定ですけども、一般論からいくと、もうこれが最後になると思えますけども、その辺はきちっと推しはかってやっていただきたいもんだなと。

だから極端なこと言えば、もうあれだと、議会事務局長も、単なる行ったり来たりする駒の動かし方でなくて、もうあれだと、再任用でもしてね、まるっきりそういう全く戻ることのない人、私はそういう選択肢も一つあるのかなと思ってるんですよ。本来の議会機能という意味からね。

どうしてもやっぱり、私は宮仕えの身の立場ありませんけども、いつかその町長の辞令をいただくということになれば、どうしても今までの私の経験則に、あなたの安久津町政の中と申し上げませんが、経験則からいけば、どうしても理事者寄りになるんですよ。そしてトップが理事者寄りだったら、なおさらそういう傾向強いんですよ。

それはどうなるかということ、今回、元総務大臣や鳥取県知事やったあの方がいろいろと講演、道議会のこととかいろいろのメッセージ送ってるように、本来議会議員、議会の機能・権能が失われちゃうんですよ。私はそれを一番恐れるんですよ。

今までの経験則に照らし合わせてそれを恐れるもんですから、もうそろそろ、あるべきスタンスでやっぱり議会もきちっと見直した形の中で、そんな政治的な意味でも全くなく、イデオロギー的な意味でも全くなく、本

来の今失われつつある議会の権能、執行機関との関係をね、まずそういう基礎的なこれ予算ということから、そして人事ということから通じてね、やっぱりやっていくもう最後のチャンスかなと私は見てますね。

まあ、具体的には答弁できませんでしょうけども、これで議会費の質疑を私は今定例で終わりにしたいと思ってますんでね、町長の御所見がありましたら、なければ、もうカラスの勝手に、答弁しなくても結構ですけど、どうぞ。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今いろいろ、ある意味問題提起も含めていただいたのかなというふうに受けとめておりますけれども、少なくとも議員の発言の中にありました、あてがいぶちであるだとか、あるいは労働組合ですとか、あたかも私が恣意的な人事をやっているかのようによちょっと聞こえたんですけども、少なくとも私は首長に就任して以来6年間、やはり人事というのは一番これは大切なことだというふうに思ってますから、当然職員の能力、あるいは適材適所ということを判断をさせていただいて、人事をしてきているつもりでございます。

とりわけ管理職への登用という分につきましては、これは極めて大事なことですから、少なくとも、今具体的に議会のことでありますから、例えば局長人事、あてがいぶちで、まあこの人間送っておけばいいだろう、そんな思いで人事はやってないということだけはぜひ御理解いただきたいなと。

少なくとも管理職として、職員の中からも優秀な職員をやっぱり管理職に登用しているつもりでございます。

ただ、これは評価の仕方はそれぞれの立場で違うということもあるのかなという思いがしておりますから、万が一そういうことがあるとすれば、これは決して管理職に限らず職員総体に含めて、例えばこういうことで問題があるのではないのかというような意味での

御助言等をいただけるんだとすれば、それはそれを真摯に受けとめて、当然場合によっては、直接職員に対する指導ということもあるのかなという思いもあります。

御理解いただきたいのは、今現在、職員大分減ってますから約220名程度、その中から当然現業職場、病院ですとか特養ですとか、これは動かせない部分、総体でいきますと約160名ぐらいですかね、この全体の人事をやるということでございますから、当然それは、今それぞれのセクションで抱えている課題等々を含めて、そういうことを十分考慮をしながら人事をしているつもりでございます。

ただ、ただ一つだけ言わせていただきますと、御案内のとおり平成17年に大幅な機構改革をさせていただきました。本当に私自身も、現在いる課長職の方、これを半分に減らすというようなことの大胆な機構改革をやったわけありますから、そういう意味ではここでの人事、ある意味、同じ課長職でありますけれども、課長と呼ばれてた方を参事職にという、同じ待遇は課長職だよということではやってきましたけれども、これは私自身も、本当に大変つらい思いもいたしましたし、本当にこの評価というのは、ある意味分かれるとかなという思いはしておりますけれども、いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、私自身も、人事については一番大切なことだと、いかに仕事を回していくかということですから、これを間違っちゃうと大変なことになるなというそんな思いもございます。

ぜひ私の思い、受けとめていただきたいというふうに思いますし、万が一何かあるとすれば、これは御指摘も含めていただければというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、私の発言中をとらえて答弁の中でね、議会人事あてがいぶち

だというふうに私が断言したようなそれあたり強調されますとさ、今そこに勤めていただいている議会事務局職員になってる方がいらっしゃってね、ただ、先ほど町長の答弁の中で、議会人事についてどのようになされてるんですか、過去の経過はわかってるけど、あなたが就任してからの状況をお聞かせ願いたいと言ったらね、一定の固有名詞を当然挙げて、そして御理解をいただいているということが実態でございますとおっしゃるものだから、それは逆にね、逆に、例えば道人事見てわかるように、次の議会事務局長はどこの支庁長だったり何だか部長を起用とかって新聞に、あれ予想欄かどうか、オフレコ発言かなんかで出ますよね。副知事もろもろ、上級幹部職の人事ね。あの場合はやっぱりそれなりに、最近、議会事務局長、非常にずっとずっと重い位置づけにあるんですよ。

そういう意味合いから、そうではなくて、また違った逆に議会サイドとしてどうあるべきかということ、この節目の中で町長が受けるというそういうスタンスの示し方だったら、私、何も問題ないんだけど、先ほどの答弁は、それで一方でまた、そういうことであって大体御理解いただいているのが普通だと言うし、それから先ほど、ただいま1職員等についても、そういう関係職員がそういうことがあったとしたら注意をしたかったって、弓を矢が離れた、矢は議会事務局の職員で、あなたの指導管理に入らないんだ。議長の指導管理に入るんだ、町長部局でないから。

私が申し上げてるのは、何かあたかも労働組合をどうのこうのと言ってることを誇張されてるけども、私はただ具体的にそのことを意図して言わないのは、関係する職員なり議員なり事実行為なりがあるから、あえて私は明言しないで、武士の情けで言わないだけの話で、そういうことがあってはいけないということを申し上げ、また、もう一つにはね、私の経験則からいきますれば、公にならんうちに、議会サイドの情報が町長部局に流れていってるんですよ、本来あり得ないんです

よ。

だから、そういう意味も含めて、一般質問は金曜日の議会運営委員会になって議会運営委員会で意思決定きちとなってからということになってますよね。そのために月曜日の9日が、今定例の9日がね、大体こういうパターンで来てますよね。

だから余り部分部分強調されると、だから私はずっとやっぱり、もう少しわかりやすく言えば、ここ34年間、やっぱり町の職員に支えられてずっと来た経過あるものだから、私はそんなそういう意味からもう少し謙虚に言ってるんですよ。

しかしながら、議会事務局の人事というのは、やっぱりいろんな各般から検討されて一定のことないと、いろんなことが出ますよと、したがって、そのことについては十分に心してやっていただきたいと、こういうことを申し上げてるんですよ。

大課制の問題とかなんかはまた、この議会費でない、全体の中でまた質疑させていただく、今の議会予算の中でそこまで話行くと論外質疑になりますからね、私は申し上げませんが、そういうことの私の質疑の真意も酌んでいただきたいんですよ、逆に。

部分だけとられてそれを強調されると、私も不本意なものですからね、思いはそういう思いであって、そういう質疑の趣旨であるということ、きちっと押さえていただきたいと、御理解いただけたでしょうか。

何もあなたが、労働組合のあなたの仲間ばかりどうのこうのって、今の局長はあなたの仲間でも何でもないでしょう。そんなこと私、全然言うわけないでしょう。そんな失礼なことを私言っていない。そして今の局長がさ、あいてがいぶちだなんて、そんなこと思っていない。

あなたが答弁の中で、一定の固有名詞を出して議会に提案して御理解いただいていると言うものだから、そうでなくて、先ほど申し上げたようにね、もうそういう時期でなくて、こういうこともあってしかるべきでないです

かというお話をね、逆に事実行為を持ちながら提案して質疑をさせていただいてるんです。御理解いただけましたか。

あなたと思い、そんなに違わないと思うんですよね。そんなにあなたは、短気だけどそんな悪い人でないと私は思ってますから、御答弁どうぞ。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 議員の趣旨、よくわかりました。

それともう一つ御理解いただきたいのは、固有名詞を挙げてという意味は、当然これは先ほども申し上げましたとおり、全体の人事を考えた上で、もう一言つけ加えさせていただきますと、自信を持って議会事務局長にこの方という、あるいは教育委員会の方の例えば課長職はこの方というようなことで、自信を持ってこれは提案といたしますか、相談をさせていただいてるんだというそういう意味でございますので、この点も逆に御理解賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 次に進みます。一般管理費。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） ファイリングシステム導入経費について、ここに一般管理費にファイリングシステム導入経費として957万4,000円という予算が上げられているわけですが、昨年度、平成20年度の予算の経費の使う中で、残業手当を押し上げている一因の一つにファイリングシステムのことがあった。

今年度、平成21年度はどれくらいこのファイリングシステムのために残業手当を使うつもりなのか、使う予定なのかをお聞きしたいと思います。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

昨年 of 時間外に対します増額の補正をお願い

いたしましたけれども、今年度の予算編成におきましては、時間外については20年度の当初ベースに戻そうということでの、総額でございますけれども、そういった予算計上をした中での査定をしていただきます。

今、御質問のファイリングシステムについて幾らやるのかということの御質問でございますけれども、ファイリングシステムも導入して1年、書類整備始まって1年で、21年度になりますと2年目に入るとことで、現在、事務室に入っております書庫が、今年度終わりますと次の段階を迎えまして、書庫整理をしながら21年度の書類を入れるスペースづくりをしなきゃいけない。

書類の年次送りなんです、そういった作業が入ってまいりますので、また新たなそういった作業システムが生まれてくる。

そういったことで完了するまで一応債務負担行為をお認めをいただいて、長期間になりますが、完了に向けて実施していくという方向で行っておりますので、また新たな作業となりますが、当初ことしのような導入よりは、時間はそうかからないのではないかなという認識の中でおりますが、明確に、この仕事を何時間だという設定というのは、ちょっと不可能でございますので想定してございませぬけれども、総体的には、先ほども申し上げましたように職員にいろいろと、町長の方からも答弁ありますけれども、圧縮に向けて職員にも呼びかけをし、全体の中でそういった時間外の節減について向かっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（大久保 優君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これについては、ファイリングシステムをそんなに必要だったのか。十勝管内でも芽室と本別と足寄の3町しかやっていない。もっとほかの町がやっているのを見て、そして時間外手当を使うというそういうことも考えた上で、本当に足寄の

ためになることだったのかって、そういうことを見きわめてからやってもよかったんではないか。

ここまでお金がかかって、ここまで残業手当を使うものに対して、便利だと言われても、そんなに便利だというふうに一般的に考えても納得することができない。

これ平成20年度で終わらなくて、21年度にまたファイリングシステム導入経費、あと何年ぐらいで完成する予定なんですか。それとも、毎年このファイリングシステム導入経費、毎年ファイルをつくっていかなければならないから、この経費が要ということなんですか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） このファイリングシステムを導入するに当たりましては、毎年度ファイリングしていく中でサイクル的に、先ほども少し申し上げましたが、書庫にまで送り込んで保存年限ですね、事務文書の保存年限を定めながら、書庫に分類をしておさめておくと。

永久保存から短年で廃棄するもの、3年、5年とか、そういった文書によって分類をし、書庫の方にきちっと整理をしながら収納していくという作業まで、当年度の事業を進行しながら、そういった将来的な書類の保存年限定めたまでの作業ということで、一応3年間を見込んだ中での債務負担行為ということでお認めをいただき、今、取りかかっている最中でございまして、21年度、22年度という中で一定程度のサイクル作業が習得できるというふうにとらえておりまして、また、その後、忘れ去るといいますか、ずさんな管理、手法等、また新たな手法等が出てくれば、現在指導をいただいているところから、また臨時的には今度は単発的に指導を願うというような場合もあるかもしれませんが、集中的に、この導入に当たっては3年間で実施したいというふうを考えてございます。

委員長（大久保 優君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） そうすると、3カ年で書庫も完成して、ファイルするこれ表紙のものですか、紙も完成して、あとはそれほど残業手当も使わない、そういうことになるわけですよね。

でも、まあ私、素人で考えて、そのファイルの一部を見せてもらったけれども、要するに町長が判こを押して副町長判こを押してって、課長が判こを押してというその紙ですよ、これをちゃんと取っておかなければならないって。

でも、今いろんなものを電子化されてきて、そんな紙に頼らない社会になっている中で、いつかこのファイリングシステムも時代おくれでだめになるような気がする。

要するに判こを押す、今は判こを押すということになっているけれども、パソコン上で管理して、それぞれパスワードと暗証番号を持っていて、それでチェックすれば判このかわりになるよって、そういう時代がこれから来ると思う。

私が見た感じ、ファイルにして紙にして取っておくというやり方は、時代に逆行したやり方をしているのではないかと、しかもこんなにまでお金を使って。

平成20年度にこのファイリングシステムを導入するための経費が上げられたときに、こんなにまで残業手当も使うんだということがわかっていたら、私は反対したんだけど、一たん賛成してるんだから、次も賛成で通しなさいって、そういうことにもなっていないかなと。

そのときに、これだけの残業手当を使うよという説明不足だった、要するに瑕疵あるファイリングシステム導入ということになっていくと思うので、これにはちょっと賛成できかねるかなと、それについてどう考えているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

これからパソコンの中でパスワードを使っ

て、そして判このかわりに記録することができて、CDROMの中にちゃんと保存していくことができる、紙を使わなくてもやっていくことができるこの世の中に、そういう可能性のある世の中に対して、あくまでもこのファイリングシステムをずっとやっていきたいということを考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず最初に、ぜひ御理解いただきたいというのは、平成20年から3年間でこのファイリングシステムを導入したいということで、これは行政報告もさせていただきながら議会にも提案をさせていただいて、債務負担行為についても議決をいただいたということでございまして、その2年次目に当たるということですから、そのことをぜひ御理解いただきたいということが1点。

それとあと、今、時間外のこと随分言われておりますけれども、これは12月定例会でしたか、時間外の議論をいただきました。これはまさしく私も率直に認めさせていただいたのは、20年度は大きな事業もあるにもかかわらず、当初予算のときに前年度並みの時間外手当の計上しかしてなかったと。

そういう意味で議員からも御指摘、矢野議員という意味じゃございませんけれども、御指摘をいただいて、予算編成上甘かったのではないのかという御指摘もいただきました。それは私は、全くそのとおりだなというふうに真摯に受けとめまして、これは事実そうだとということで認めをさせていただいたところでございます。

ですから、当然今年度、じゃあこのファイリングシステム、また時間外たくさんいっぱいかかるのかと言われると、これは先ほど総務課長からお答えしたとおり、これは時間外というのは、やっぱり仕事のには、1人の職員が一つの仕事だけやってるわけじゃありませんから、同時進行でいろんな仕事をやって

るわけでありますから、当然、急に何か報告を求められたということも当然入ってくることもありますし、ですから端的にファイリングシステムだけでこの時点で何時間時間外なんだ、あるいはこの業務で何時間なんだというのは、これなかなか特定はできないということでございますので、ぜひその点も御理解いただきたいなというふうに思います。

次に、これからの先のことの文書管理のあり方で電子、これは現状、本当に例えば芽室町あたりは、もう電子決裁、既にやってるんですよ。というふうに聞いております、詳細まだ承知しておりませんが。

ですから、当然これからはこういった部分、電子決裁になったり、あるいはその保存までいきますと、これは物によっては永久保存しなくちゃいけないものもありますから、これはまだまだこれからの研究課題なのかなというそんな思いをしております。

決してそのことを否定するわけではございませんけれども、現状の文書管理、あるいは情報公開の問題、あるいは情報をいかに保持しなくちゃいけないかと、まあ情報保護の関係ですね、こんなことを含めて、繰り返しになりますけれども、我が町にとってこの当座、ファイリングシステムというのを導入すべしということで判断をしたものですから、議会にも提案をさせていただき議決をいただいたということですので、またちょっとダブった答えもいたしましたけれども、そんなことでこれから先については、もう当然そのときそのときに合わせた検討はしていかなくちゃいけないものだというふうには認識をしております。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） いや、ファイリングシステムについては、本当に導入するのが時期尚早だったな。でも、これについては前年において賛成してしまったという弱みがある以上、やはり残業手当を使わない形でこの

システム導入していつてもらいたいな。

残業手当についてはちょっと、これに使う手当ということについては賛成できかねるけれども、これ3年間で終わるといことだし、ファイリングシステムについてはちょっとは便利なんだということだから、まあ仕方がないのかなとも思うけれども、それについては本当に時間外を異常に使うということになったら、その人の能力がないということにもなっていくだろうから、そういう場合はサービス残業をしてやってもらうという、そんな形でこれをどうしても導入したいんなら導入するということなら納得できるので、そんな形でやっていつてもらいたいけれども、なるべくファイリングシステムのために残業手当を使うということをしていないような努力をしていつてもらえるのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

時間外勤務というのは、基本的にはですね、私自身も基本的にはさせるべきでない、あるいはすべきでないというふうに思っています。勤務時間があるわけですから、勤務時間内でおさまるといのがこれが理想だということでございます。

ただ、現実問題、実態としては、じゃあ本当に勤務時間内ですべての業務が処理できるのかといこと、これは実態としてはそうはなってないということでございます。

また、あわせて、このファイリングシステムに関し、もしあれだったらサービス残業でというお話もございました。私の立場からは、サービス残業で業務をすれといこと、これは立場上からも言えないといことだけはぜひ御理解いただきたいといふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 同じくファイリン

グシステムの導入について伺います。矢野さんの質問と多少重複するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

このシステムは、昨年から導入され、正しくは7月から導入実施されているように聞いておりますが、まだ本格的な経過を見ていないので、どうのこうのといことは言えないかもしれませんが、それでもこの数ヶ月間、約1年間の経過の中で、そんな中で職員の反応ですね、どうい反応、戸惑っているのかどうなのか、すごくいいと思っ、なれてきたのか。

それから、今までの経過の中での問題点ですね、その反応と問題点をまず先にお聞きしたいと思ひます。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

以前にも申したかもしれませんが、従前の文書の保存方法と今回このファイリングによる保存の手法といのが、もう全く違う手法といことで、研修を重ねながらやってきているわけですが、それぞれの課にあっても、ふだんの仕事をしながら新たなものにしていかなければならないといことで、ただいま矢野議員の方からも指摘ございましたけれども、時間外がそのためにふえてるのではないかと。これもすべてではございませんけれども、その業務にかかわって時間外しているといことも否定できない事実でございます。

そういったことで新しくなるといことで、職員におきまして研修におきまして、なぜこういことをしなきゃならないかとい意見等もありますけれども、手法として、こうい文書保存をこれから進めるのだとい意思決定のもとに動いてございまして、これは職員としては、なれてやってもらうしかないといのが、我々管理職としての指導的な姿勢でございまして、今の新しくしていこうといその文書の保存の手法、

これについては、よく指導員の先生方の話を聞きながら、理解を深めていってやっていたくしかないというふうに基本的に考えてございます。

感想と言われますが、今まさにその感想というのは、これの仕事としてこういうファイリングの保存方法をするんだということでございますから、私的にやりたいやりたくないというような、そういう感情を挟むものではないと私は認識してございます。

ですから、こういうやり方にしたんだから、こういう手法でいくというならば、それに向かって努力をしていただくということでなければ、新しい文書保存形態というのは立ち上げていけませんので、そういったことで職員にはお願いをして、町長以下お願いをして、進んでいるというのが実態でございます。

ですから、中においては、やっぱり開けた話でいきますれば、人間ですから感情ありますから、やっぱり新たなものに向かうとなれば、やはり不便だとか、ちょっとやりにくいとかと、今までの手法と違うもんですから、そういった戸惑いは出てまいります。

そのことは理解もいたしておるところですけども、そこを乗り越えていただかなきゃいけないというのがありまして、それなりに今、総務課総務室が今中心になって、一番モデルとなって進まなきゃいけないということで、指導的な立場のところにありますから、そういったところで今ちょうど年次がわりということを迎えておりますので、19年度、20年度を今事務室にスチールで抱えているわけで、書類を抱えているんですが、19年度を今度書庫送りをして、21年度の仕事の部分のスペースをつくらなきゃいけない、そういう作業に入ってまいっておりますので、こういった今私も持ってきておりますが、こういうファイリングで、業務ごとにこういうファイルに入れるわけでございますけれども、この表題にシール等張りまして、この文書は書庫に入れるものについては、この書類

については何年保存するんだというような仕分け作業も出て、先ほどもちょっと言いましたが、そういったことで進めていく。

そのために今度、保存したその書類というのがすぐ見出せるようなリストづくりもしていかなければならない、それですぐ検索ができるようにしていかなきゃいけないということで、処理、今作業を進めております。

そういったことでリスト等ができ上がってくれば、一目瞭然にすぐ探しに行けるという形になってございまして、今、事務室内にあります書庫につきましても、スチールにつきましても、そういった表示方法がきちっとでき上がってきますと、スムーズに探し出すことができるのではないかとということで、私としては、今、自分のものもやっておりますが、意外に早く検索できるという、今まで一つづりになっていて、その中からめくり込まないとわからないものが、事業分類ごとに分類してますので、リスト等、それから見出し等々がはっきりして項目がはっきりしてきますと、すぐ即座にそのものを探し出せるというそういったことでの便利性というのは、これから職員がそれぞれが体験していくんだろうなと、そういった中から、そういった新しいものに対する抵抗感というのも薄れていくんだろうなというふうに認識してございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） ただいまの総務課長の御説明で少しイメージが、どういうものなのかという、ほんの一部ですけども、その大変さと、担当課長も相当大変なんだろうなという思いやら、また職員もなれてもらえない、時間をかければ、まあ時間の問題もありますけども、しかし、人間は生きた感情の動物でございますので、1人1人が。だからそれを納得して、自分でも了解というふうなそういうものがないと、やはりストレスと、また、なかなか事務作業が進まないの

はないかという心配がありますけども、まだ1年目終わったぐらいでございますんでね、今後どうするかということは、時間をかけてやっていく以外ないという御答弁でございます。

私もこの一括、今まで持っていた事務的な書類を、自分の机の中に関係書類を持っていたものが、一括して1ヵ所に収納されるということは、本当に昔働いていた経験から思うとね、本当考えられないシステムなんだろうなというふうに、自分の関係書類が自分の手元からなくなるということがすごくびっくりする世界なんですけども、でも、今こういう御時世ですから、情報管理だとか、それから職場環境改善とか、そういうことからいくと、やむを得ないのかなという思いもいたします。

しかし、何分にも多額の予算をかけて、事業費をかけて、この説明書見ただけでもこれ3,000万ですか、3年間で、そういう金額をかけておりますんでね、そういう職員の訓練、なれと、その山を越えながらどこまで行政効果ですね、いかにして行政効果を上げようとしているのか。

また、今まで買った過去の備品等がありますよね。消耗品は別として、スチールファイルとか、そういうのもどんどんどんどん投げていく姿を見て、すごくもったいないなという思いで私は見ておりましたけども、備品的なもので投げられないものもあると思うんですけども、そういう処分とか、またそれは将来どうするのかとか、その行政効果と、捨てられない備品の今後の処分の仕方について伺います。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

効果という御質問でございますが、この公文書という保存というものに関しましては、我々職員が仕事をしやすいとか処理しやすいとかというだけではなくて、住民の方々から

もいろいろと求められたり、意思決定してきた経過ですとか、いろんなことが、この情報公開の時代ですから、そういった業務にかかわる人方には努めて情報公開をしていくということですから、住民の方々から、自分の権利にかかわることでの情報公開求められれば、当然にそこを開示していかなきゃならないというようなこともありますから、そのときに、高道議員さんも道職員という経験の中で、先ほど来からおっしゃられてますからあるんですが、その一つのつづりをしたときに、自分のメモ書きなのか、きちっと決裁を取った意思決定書類なのか。

また、一つのつづりに入りますと、いろんな要件が複合して、一つで庶務関係だとか、言葉はちょっとあれですが庶務関係だとか雑件だとか、いろんな中で大きくつづり込んでしまっているのが過去の文書保存方法なんですよね。

途中経過のものについては自分の引き出しに入れて、その担当者しかわからないとか、そういったことを防止するためにも、スチールの中にすべて、公文書はもうスチールに引き出しを、引き出すというか、出し込みなさいと、自分の机には一切公文書は入ってないんですよ。私的なものはちょっと若干入りますけどもね、文書、文具類だとかというのは入りますけれども、原則、公文書というのは机の中に入らないで帰るんだと。

在席してるときは、また机に広げたりなんだけしてますからありますけれども、そういったことで原則、公文書すべてスチールにおさまり込むんだということでやっていきますので、先ほども申し上げましたが、分類がきちっといったときに、担当者がいなくても、頭出しがわかると、住民の方々が見てもすぐにその書類の引き出しがわかって、その書類を見ると経過がわかるというような状況にもなってますので、そういった効果というのは、これから非常に効果というのは大きく生まれるんだろうなというふうに認識しているところでございます。

それと、ちょっと時間あれが来ましたが、消耗品の関係でございますが、事務室、常にごらんになっていただいておりますが、庁舎新築の折に、各担当座っている間・間に置いているスチール、あれが公文書を入れるスチールでありまして、壁側に使っています。従来、旧庁舎等で使い込んでいたスチール等があるんですが、あれらについては書籍ですとか物品ですとかということで、書類と分けるという指導がございまして、書類と混合して保存しないようにということで、壁側の方にそういった備品類ですとか消耗品類だとか用紙類ですとか、そういったものについては全部区分けをするということになってまして、スチール的には、そういったことで結構持ち込んだもので足りないような状況も生まれているというのもあるのが事実でございます。何とか工面しながら、スチール類についてはそういった別な保管方法で活用しているというのが実態でございます。

それとあと、環境面で、机の周りに書類を置かないということで、机の下等に棚で便利のように書類を置いたりするのに入れてた脇机のかわりというか、ひざ元に入れていたものもあるんですが、それもすべて出しなさいということで、そういったところにも公文書を入れないということですから、混在をさせないということでございます。

そういったものについても、環境整理上、スチールの上に高く物を積み上げるということをしなさいということ指導を受けてまして、コピー類につきましても、既定の高さ、でき上がった高さはこれはどうしようもないことなんですが、小さなコンパクトなコピー機については、机の高さラインぐらいまでを限度に設置をしなさいということで、そういった置いてた台等を横に寝せたりなんだからしながら活用しながら、そういったコピー台を置いたりというようなことで活用してございます。

あと、なおかつそれで余った機材について

は、今のところ一時保管してございますけれども、そういったことでまた使える場合があれば使っていくということで、結構物がたまってきてどうしようもなく、本当に役場として公用として必要ないなと判断された時点におきましては、一定程度処分をしていかなきゃならないのかなというふうには思っております。

そのときには、自治会だとか公共的な団体に優先的に必要があれば持っていただくだとか、それからまた、廃棄物なら廃棄物で一般にお金にできるものであればお金にしてくださいとか、そういったことで考えて処分をしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 昼食のため、13時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続いて一般管理費、質疑。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 午前の続きなんですが、ございますけれども、先ほど総務課長のファイリングシステムにかける熱き思いを聞かせていただきました。

しかし、えてして、なかなかシミュレーションどおりにうまくいくことといかないことがあって、いかないのがなかなか世の常でないかなと、現実と理想と、理想と現実がなかなか一致しないのがまたえてしてあります。

それはその間には、機械だけでなく人間という感情を持ったそこに人間が介在するがゆえに、なかなか目標どおりに進まない場合もあります。

そこで、全道的には二セコ町とか、それから管内では本別、芽室という先進事例があるやに聞いておりますけれども、それでもそんなに早くからやっているわけではないと思うし、そういう先進成功事例が余りない中での

導入ですので、そしてちらっと聞くとところに、帯広も導入して失敗したという話もちらっと聞きましたし、そこで今教えてくれる先生のもとやっているとありますが、ほかの町村で成功しても、足寄町ではやっぱりそれがあある一部分導入が難しい、失敗するところの部分も出てくるのではないかな、それも世の常であります。

ですから、何を言おうとしてるかということ、足寄独自の、もちろんその先生の言うことをもちろん聞くんですけども、その微調整ですね、方向転換も少しずつしながら、足寄独自のファイリングシステムの方向性を見つけながらやっていくことも、これ勇気ある大事なことではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

確かに、今、高道議員仰せられたとおりのことはあるかと思いますが、まずは基本的にやってみてその後でないと、どういう修正がいいのか悪いのか、取っかかりの時点から修正を考えていては、何が正しくてというのが見えませんし、そのために業者さんに導入をお願いをして、業者さんというよりは先生ですが、そういったシステムを考案した方でございますのでもうプロフェッショナルでございますので、その先生方の基本的なことをまずは取り入れて、そこにやっていくんだということに基本的に決定してるわけですから、まずはそこをやって、それからいろんな我が町の手法、当然今言われました芽室、本別、ニセコ、それぞれ導入的にはして、それぞれその町に合ったやり方といいますか、少しずつ町によっては形態が違うような管理システムにはなりつつありますけれども、そういった意味で、高道議員言われますような最終的には足寄は足寄なりのものができ上がって、きちっと文書管理ができ上げれば、それは私は、それなりににはそれでいいと思ってるんで

すが、まずはやらないことには、基本的な路線でいかないことには、どう変革していけばいいのかというもの見えないうちに、あれもこれも変えていいということにはなりませんので、一定程度、基本的なルールにのっとりたやり方を指導・伝授願って、その上で我々のつくっていく中において制度が十分職員の中に浸透し、熟知してきた中で変革していく部分について、私はそれはそれなりにいいと思ってるんですが、まずはそこにいきたいなと思っておりますので、最初からという考えは持ってございませんので、そこら辺はちょっと御理解いただきたいと思いますが。

委員長（大久保 優君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 総務課長今おっしゃいましたけども、私も全く同じことで、最初から変更せということは一言も言っておりません。

例えば、ほかの町村の失敗例なども見聞きしながら、またその先生の言うことを聞きながら、そして足寄としてこの一つの壁にぶち当たったときに、その最初の原点ばかりに固執せずに、いろんな失敗例のところも見ながら、独自のファイリングシステムをつくり上げていってほしいということを申したわけでございます。

あくまでもこれ行政効果を本当に期待される、町民の血税を使っての大きな仕事でもございますんで、また今後の動向を見ながら柔軟な対応をして、原点を忘れずに柔軟な対応をしてもらうことを要望して、最後に町長の決意を聞きまして、終わります。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今の高道議員最後にお話しあったとおり、これは3年間の債務負担議決をいただきながら、1,000万弱の多額の経費を投入して行う新たなまさしく取り組みということでございますから、私はこれはもう全職員にも言ってるのは、これは失敗は許されないんだ

というお話をさせていただいております。

本当にこの間、20年度から、年度途中から実際に始まっているわけでありましてけれども、先生と職場の中では物すごい、もうある意味、激論も含めて交わされてるのも承知をしております。

それから、道内ではニセコ町が一番先に、その当時の町長でありました逢坂さんがそのファイリングシステム導入のちょっと冊子になったやつ、それも私も読まさせていただきました。

ここでも、やっぱり新たな取り組みですから、今までのこととがらっと変わるわけですから、もう職員にしてみたら戸惑いといいますかね、何でそんなことを、ここにあっての方が便利だよという、これも物すごいやりとりがあったというのもちょうと読んでおります。

まさしくうちもそんな状況も出ております。そういう意味では、もちろん一義的には、このともかくファイリングシステム、ともかく3年間かけて完成をさせるのを大目標にやる。

あわせて、このファイリングシステム導入に合わせて、課の中で物すごい議論が巻き起こってるんですよ。ですからそういう意味では、このことを通じてまた課内の連携ということもさらに強まればなと、そんな思いもしております。

私自身もこのファイリングシステム、強い決意で職員に何とか受け入れをしていただいて、本当に今年度も実は私自身も経験してるんですけども、例えば今回定例会があるよとなったときに、例えばですよ、一般質問をいただいたときに、あ、このことはたしか前の議会であったなということで庶務の方に、いつの議会のちょっと議事録ったら、すぐ出てくるんですね。

先ほど総務課長言ったように、従来はこうやってばさっとしてたやつがすぐ出てくるんですよ、短時間で出てくるということですから、そういう意味では、これができ上がれ

ば、何かあったときに書類探しの部分のこの時間だって短縮、凝縮できるというふうに思ってますから、しっかりと取り組んでいきたいという決意でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、先ほどから午前中からやってるファイリング導入の関係ですけど、これは現実問題として、私もいろいろと視察をさせていただいて、もう相当二十数年前にね、いろんな公共団体で文書書庫の整理のあり方等をこの目で見えてきたことが今思い出されてるんですけど、ただ一つ言えることは、本予算案は御案内のとおり昨年の債務負担行為議決してるんで、この事業が導入するとかしないとかなんて、そういうレベルの話ではなくて、ただ、私自身も、議会事務局においてファイリングシステム導入、局長あたりこれからということね、時間の終わりころになってから、終了近くになってからそんな話されて、その程度での説明しかわからないんですよ。

我々議会も、現実問題として、先ほど総務課長、いろんな具体的にいろんな御答弁を申し上げて、このファイリングシステムの現状について答弁されてましたけども、それほど拝聴しててね、肌にフィットしないんですよ。

それだけ私どもが、私自身が、ほかの議員さんは別として、私自身は理解をしてないというか、だけど、さりとて20年度での執行額からいけば1,800万強、もちろん消耗品から備品購入から含めて相当の額なんですよ。

そういうことになりましたら、我々議会サイドも、例えば所管委員会あたりでもね、現状この今の導入を一定のレクチャーをいただいて、この執行してる一定のランニングの状態を御説明いただくとか、そちらが説明をするのか、こちらが説明求めるのかって、鶏が

先か卵が先かって、そういうレベルの低い話では、そういうことが私自身の議会議員としての議会サイドの立場でも欠如があったかなと思うんですよ。

だから、いろんなこれだけ多額な予算を投じて、最終的にどうなるのかなって、今ふと十数年前、あるいは20年前と30年前ぐらい、いろんなところを歩いたときのあの状態を、書庫の状況をこの問題について思い浮かべているんですね。

そうすると、足寄町がまず21年度今予算計上してる需用費、あるいは委託料の関係は、昨年と同様な事業を展開することは否めない事実なんですけどね、そうすると今年度のこの予算においてどの程度の事業、このファイリング導入事業というものが、ボリュームとして全体を100としたらどのぐらいがいくのかなと。

予算総体からいくと、平成22年度予算が337万予算計上予定されて説明資料にございますんで、全体を割り返せば、一定の残っている業務量というのが推しはかることできる、数学的にはですよ、けど私はそういうもんでないだろうなという認識してるんですよ。そういう意味で、どんな状況で今20年度は、あるいは今予算提案をしてる債務負担行為を私どもが議決してる状況でどうなっていくのか。

それからもう一つは、予定し得る今の22年337万円のその導入事業というものが、20年度まで債務負担行為した予算議決した執行とのかかわり合いの中で、どのようにこの導入事業費というものが必要となってくるのかという、こういうことをお示しをいただきたいもんだなと、このように思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

説明資料に書いてございます3カ年の事業で委託料と書かれてる部分が、契約した3カ

年のトータル事業でございまして、3カ年分では1,863万6,000円が委託料として相手先に支払われるお金となってまいります。これはもう契約して、債務負担行為ですから確定した額となっております。

あと、かかる経費でございますが、消耗品的なファイル等、これは毎年度用意していかなくちゃならないというのは消耗品的にはございます。

ですから、それは元来の保存してます手法でのファイルですとか、そういった保存するためのファイル類の経費と比較しますと、現在導入した経費等のファイル料の方が若干安く済むのかなという試算はしておりますが、これも業務量、それから文書量によって年度によってもばらつきがございますので、細かくは比較できないですし、また、20年度もまだ決算でその辺の追跡等も行っておりませんので、またこれからそういった検証もしていきたいなと思いますので、御理解いただきたいなと思いますが、経費的なファイルと今やっているファイリングのファイルと従来の庁舎内で使われる消耗品的なファイル、従来の手法の保存のファイル、これとでは経費的には、システムを変えた現在のファイリングシステムの方の、こういう紙のものですから、1枚ものですので安くつくという判断ではあります。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 問題は、今の事業が22年度で終結をしていくという、それからランニングコストそのものは、今の消耗品的なものが単年単年でランニングしていく上で行政経費としてかかるのかなと。

ファイル導入の一定のことについては、大体3カ年で、職員も今の行政としてきちっとそのことが走っていけるようになるという、こういう認識でよろしいんでしょうかね。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答

弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

高橋議員仰せのとおりでございます、これが3年たちますと、書庫に入るまでの3年分というか、流れができますので、業務的なものも一定程度推しはかれますので、そういった面での議員さん言われるとおり量的なものは掌握できていけるものというふうに思っております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） よその公共団体の書庫を眺めて一応レクチャーいただいたことを、ずっと相当昔のことなものですからね、思い起こしているんですけども、そこでさらにお尋ねをしたいんですけども、ランニングコストは、今のファイル的なもので消耗品的なことだということで、20年度が終わっていないので、今後について単年度予測され得る消耗品的な行政経費については、まだ現段階では明言できないというとらえ方よりやむを得ないんでしょうかね、いかがでしょうかね。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

予算説明資料に記載させていただいてございますけれども、フォルダー等と書かれているのが、今申し上げました消耗品等でございますので、今年度、大体想定してます文書量的なもので330万程度あれば年度分、これから行く部分が消化できるのかなというところで押さえている概数での計上をさせていただいてますので、このことも予算ですので、19年度、20年度の処理がまだ完結していない部分もございますので、そういった中でファイリングがまたさらに進めば、そこら辺のファイルの量も必要になってくる場合も想定されますので、一応基準として私ども今押さえたのが、その330万程度あれば、20

年度の事業的なボリュームには持っているのかなという現在の判断で計上させていただいております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 一番肝要なところは、今はしり、初年度の2年目ですからね、だけど、この種の消耗品といえども、ペーパーとか云々と違って、同じ消耗品でも、一定の業務量のファイルの仕方によって一定の限度というのが状況ございますね。

そういうことからいたしますれば、来年度以降についてね、今度どの程度のファイリングになるかによって、今との予算提案してるものが次年度についてね、行政経費として必要かどうかということ推しはかることはできますよね。

一定のことのファイル状況が今年度予算計上してる300万強、昨年度の分を含めてそれで大体ファイリング終わったということになれば、その種のものの経費は必要なくなるわけですからね、その辺の目安は、なかなか現時点では明言できないということなんですか。

それと同時にね、それと同時に、仮にその行政経費がかかっても、19年度、20年度にかかったようなそんな状況には全くならんというふうに推計するんですけどね、そういうとらえ方でよろしいのかどうか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

議員仰せのとおりでございます、20年度が多かったというのは、2ヵ年分を整理したという関係もございまして多かったということでございますので、これが一定程度年数進みますと、その消耗品的な額についても、定期的に定型的な事務文書量が決まってくれば、一定程度の掌握は可能なのかなと。

また、それが300万程度ということであ

れば、毎年300万程度の消耗品で書類が送られていくと、編さんされて送られていくというような、議員さんおっしゃられた認識でよかろうかと思えます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これ先ほど例えば十勝管内2町村、あるいはニセコさんの話、例に出ましたけど、私、ちょっとこの関係のことについて全く無知なんですよね。

本来は、昨年度債務負担行為出た段階で、みずから調査・研究をされて、その事業導入の是非を一定の議論をすべきことだったんでしょうけども、全くそういうことの調査・研究が至らない状況の中で、債務負担行為議決に参加し可決して2年目と、こういうことですよ。

したがって、この導入の是非について議論なんていうのは、もっとも議員としてそういうことにはならないことを承知してるんですけど、ただ、今言ってるような先に向けての行政経費とファイリング導入の実態、わかりました。

そして、しからば今これ新庁舎から、それから書庫のいろんな状況からいってね、まずこういう導入にしていくことによって、一定の廃棄のことも一定の保存年限のこともありますんで、そういう形で年限指定がされる関係で廃棄も出てまいりますよね。

そういうことを推しはかったときに、今現状の足寄町の新庁舎、そして書庫等の関係の中で十二分にこれでクリアできるんだというこういう理解でよろしいのかどうか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

文書量的なものが今の書庫で十分入るかどうかということでございますけれども、旧庁舎からここへ引っ越した際に、ここにも入り切らないで、実は旧東小学校の方のところに、永久保存なり古い書類というのはかなり

持ち込んでいる状況でございます。

そういった関係もございますので、そちらのものを今のこの庁舎に持ち込めるかどうかというスペースがあるかということの話になれば、それはまず無理だろうなというふうに思っております。

現状で、引っ越してきた際の現状の書類、これも今入っている書庫の中も、毎年、保存年限が切れていくものについては、シュレッダーにかけて処分していってますので漸次あきが出ると、それが1年たつごとに、その年度ごとに今言った書庫に送られるという状況が生まれてきますが、このファイリングシステムで一定程度年限がたって整理されれば、今の現庁舎の中で保存していくのは可能でないかなという判断には立ってますが、ただ、昔からのものがあるもんですから、そこら辺はちょっと、ここに持ち込んでまで管理できるかどうかというのは、ちょっとまだ明確な回答できませんが、多分、私は無理なかなと思っておりますけれども、そんな状況でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 問題はそこなんですよね。だからいつそのことが、これは相関関係があるものですからね、それをどういうふうに処理するのかなと。

一回入れてしまったら、もうそれはそれでいいわということになるのかな、今の内容にも、文書業務の内容にもよりますしね、それが私は課題かなと思ってはいたんですよ。

現状の近年の、あるいは当該年度、ここ2～3年、これを進めていく上ではそういう状況でいくのかなと。しからば、今、総務課長が答弁したようなそういう実態をどういうふうに処理していくのかなという思いをしてるんですよ。

そうすると、トータル的にそういう文書管理というものが、今のスペースという状況と一定の保存年限ということの兼ね合いの中で、どのように管理すべきなのかなという課

題が見えてくるんですね。その辺どういふふうで考えてるのかな。

これは総務課長だけの状況でなくて、理事者がどういふとらまえ方をしてるのかという思いが募るんですけど、この辺は理事者、どうでしょうかね、その辺は。もうこれ以上総務課長の答弁はちょっと越権だと思いますんで、理事者の方から御答弁をいただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

基本的には、総務課長が答弁してますように、サイクルで保存年限に従って書類整理がされていくわけでございます。

基本的には、単年度から最終的には永久保存までいろいろあって、永久保存の部分についてはどんどんどんどんふえてくると、これどこまでも捨てられませんので、そういった面では総体的には書類としてはふえてくるということになります、結果としては。

ただ、今、引っ越したときに、この庁舎に役場に引っ越しときに一定の整理をし、こちらにある書庫であったり倉庫であったり、そこに処理できない分を、東小学校を一部お借りをしておりまして、そこに保存をしてるということでございます。

ただ、それは旧古い文書管理システムに基づいての書類であって、今、20年度から実施していますこのファイリングシステムを導入することによって、従来の簿冊管理、いろいろ関係書類をひとまとめにして、かなりの文書量のある保存方法をとっておりますので、そういった部分が3年のローテーションでこれが整備されると、一定程度今の庁舎、新しい庁舎の内部の方が手がすくだろうと、手がというか、面積的に余裕が出てそのときに幾ら戻せるかと、永久保存の方ですね、その辺のやつについては、22年度の最終完成形を見ないと、正直、今この時点でどうなのという質問に対しては明確なお答えはできないんでありますけれども、東小学校もいつま

でもお借りをしてるというわけにもいきませんので、基本的には、この役場庁舎の中で文書整理はしたいということで考えているところであります。

ただ、ボリューム的には本当はかなり圧縮がされて、本当に目に見えるといいますか、そういった状況で文書保管がされることになりますので、私の考えとしては、多分いけるだろうと。

庁舎のこの部分で一定の処理がされるということと、もう一つあるのは、単年度保存年限が切れた部分を処分をしていくところを徹底されますので、従来でいけば、じゃあ従来は処分してなかったのかということになりますけれども、えてして、多少のそういったこともあるのかなといったことで、そういったことも含めてこのファイリングシステム、3年間の中で一定の整理をしてきっちりですか、私もこういうふうに言われてたんですけども、この文書というのは、個人の私的文書ではないと、すべてが町民の財産であって情報保護のもとに置かれたそういった書類であると、だからそういった部分での管理には徹底をなささいといったことを基本としてやっておりますので、そういったことも踏まえて一定の整理をかけたいというふうに思います。

若干答弁漏れもあるのかもしれませんがけれども、そういったことで御理解願いたいと思います。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 22年というと来年ですよ、お互いに任期です。お互いにとって、副町長にそういう言葉が適切かどうかは別として、町長並びに私ども任期で、先の問題についてやっぱり課題を残すとかね、一定の一つの方向づけをなし得ていくという、特にこの（不明）そういう一定の区切りということあるんですね。

永久保存はどこまでもいくからどんどん残ってくんですね。だから一定の年限は処理

されていきますけど、基本的にやっぱり永久保存の分は永久なわけですからね、だからよくマイクロフィルム化の問題ありますよね、そんな導入の中でそういうボリュームだからさ、そのことがどういうことで行政経費がかかるのか、私たち調査・研究はしたことはございませんけど、他の公共団体をいろいろとレクチャーしていただいた経過の中でそういうこともございましたんでね、そういうことになれば、また違った一定の保管管理のあり方も出てくるのかなと。

今この現状で予算審議させていただいてますファイリングシステムというのは、一定のそういうことであって、また違った意味合いをまた持つ一つの文書管理という問題もあるわけですよ。

それはあくまでも平成22年度中においてファイリングシステムが完璧になってランニングできる状況になったと、それと同時に、一定の旧庁舎内にあった永久保存等の書類等もきちっと目安につけると。

それと同時に、それじゃあマイクロフィルム化がどういうことのことをね、どういう行政経費、私もちょっと現段階で、相当古い年数の前のことなんですんでね、今最近ちょっと研究しておりませんのでよくわかりませんが、そんなことも視野に入るのかなと。

永久保存は永久に残るわけだから、いずれに至ったって、客観的な箱物、一定の書庫というものは制限があるんですよ。リミット、無制限じゃございませんよね。だからそうなるとどういうことが出てくるのかなということがね、そしてしかもそういう責務がありますね、先ほど副町長答弁したような。そういうことのこと視野に入れることが必要かなと思いますけども、この点についていかがですかね。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 議員仰せのとおりでありまして、永久保存についてはどんどんふえてくる。

ただ、現実問題としてどんどんという意味

でなくて、今回のファイリングシステムを導入したことによって、永久に残すべき書類も一定程度整理をされた形で残っていきますので、そういったことで結果として、どの程度そのつわとしての倉庫であったり物品庫の中にそういった書類が残るのかも、22年、最終的には一定程度見きわめれますので、ただ、議員、別な部分で指摘をされたマイクロフィルム等々も含めて、やっぱり将来のことも含めて、そのことについては検討課題とさせていただきますと思います。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それじゃあ次の点にお尋ねさせていただきます。次に人事評価制度導入事業の関係についてお尋ねをさせていただきます。

これも御案内のとおり昨年度、債務負担行為をいたしまして導入を議会が了とした導入事業でございますけども、私はその際にもいろいろ質問をさせていただきましたけども、果たしてこういう行政経費を投入してまで、事業そのものについてはもう当然な、人勤の問題もありまして例えば21年7月施行でしたか、そんなこともあることはあるんですけども、そういう疑義を申し上げて、予算審議の際に申し上げた記憶が私自身持っておりますけども、過年度分、過年度分というよりも、今、予算審議21年度予算ですけど20年度分ですよ、この時点においてこの予算執行がこの導入事業そのものについてどのような状況に今あるのかね、ちょっと御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 20年度の状況でございますけれども、説明資料にも記載させていただいておりますけれども、人材育成にかかわるいろんな観点から検討をいたしまして、検討委員会、庁舎内に設けまして、副町長を筆頭に各課長入っていただいて検討を

進めながら、委託をした業者先と人材育成方針案について20年度については作成をしたところでございます。

それに基づきまして人材育成方針、最終的には人事評価的な要素まで及ぶわけでございますけれども、この後、その育成方針に基づきまして人事評価等をやれるようなシステムづくりを21年度については実施していきたいということで、評価シートの検討等に入りまして、それが評価シート等ができ上がった段階で、その評価手法等につきましても、管理職を対象に検討に入ろうかという段階に来ております。ですから21年度についてはそういった作業をしていくということになってございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） この予算、13節予算ですよ。これはどうなんですか、例えば20年度分、20年度分の過年度分の一定の私ども議決したの14万5,000円ですね、今現段階予算提案って43万5,000円なんですけど、この委託料で成果品とか、そういう状況は20年度分については今どんな状況でそういう、そういう種のは全くないのかな。

ファイリングシステムの場合は、これは指導コンサル委託かなんかの場合は成果品が出てこないんですよ。普通は13節予算ですから、そうでないものについては一定の成果品があってしかるべきだと思うんですね。それでやっぱり支出の問題もありますんでね、調定してそして支出をしていくと、この種のものの13節予算はどんな状況になるんでしょうかね。

もちろん今予算審議して、我々議決をした43万5,000円の今予算審議してる状況もありますし、過年度債務負担行為をした94万5,000円のこともありますんでね、同じ同額が来年度94万5,000円ということになるわけですけどね、これ予算の導入、事業導入そのものについては議会とし

ても了としてますし、これについて現段階で異論を挟むなんていうのはおかしな質疑ですから、そんなこと申し上げるつもり毛頭ありませんけど、適正な執行ということと執行内容等については、これは別にお尋ねしてそれはつまびらかにすることは何ら問題ないわけですからね、20年度、先ほど総務課長答弁したような内容を、一定の財政法に基づいてね、あれ財政法というのは、数字で示して予算編成するんですけど、この場合はそれを了としたら今度執行に移るわけですから、それを具体的に我々議会サイドにお示しをいただくと、こういうことはいかなるものでしょうかね。いただくことは可能なんですけど、いただくことは当然なんですけど、いただけるのかどうか、そういうものがあるのかどうか、お尋ねいたします。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） ちょっと先ほどの説明、舌足らずでございまして申しわけございませんでしたが、委託をしておりますので、この人材育成基本方針、冊子的なものになるかと思いますが、それにつきましては、先ほど申し上げた庁内の検討委員会で、業者さんから示された案について種々検討を加え、足寄型的な職員の人材育成基本方針というものをつくり上げてまいっております。

今予定してますのは、このつくり上がったものを、3月の19日に全職員を対象に、人材育成基本方針についての足寄町はこれからこういったことで職員の人材育成について進むんだというような方針について研修、業者さんが来てその方針に基づく研修というか、内容について説明をし、それが基本方針として完成品としてでき、最終的には3月ででき上がってくるという形に、業者さんまではそこまでお願いしてると、職員の研修までということで、一つの冊子的には方針ができ上がってくるということになってきております。

その方針に今度基づきまして、21年度に

についてはさらに細部に入りまして評価の手法ですとか、研修のあり方ですとか、それから職員が職員像として目指す姿的なものが示されてまいりますので、それに対するその年度年度の仕事に対する自己の目標とする業務内容ですとかといったことで、その達成度ですとか、そういったことで評価を進めるということで、職員の資質を高めるという点でそういった手法で今後進もうということになってきておりますので、それらの21年度についてはそれらの中身について検討を進めて、本町として進める形をこれからまた検討を進めながら1年かけてやって、そういった制度をつくり上げていくという段階に入っております。

それらについても、当然シートのものの評価の手法ですとか職員に持たせる目標ですとかヒアリングですとか、そういったことでの一定程度のその定型的な様式というんですか、ひな型というのか、そういったものについて決めをしていくという作業が21年度に入っておりますので、それらが最終的にはその表が検討委員会等で了とされれば、その評価手法等が確定してくるということになってまいります。それが21年度でやろうとしていることでございます。

あと、22年の最終年度、まあ額の高ばかりではなく、3カ年で一応契約してございますので、22年度最終年度については、そういった評価が管理職等で21年度で試行をしながら、模索をしながらつくり上げ、完成というか、決定されたものについては、23年度あたりから今度一般職にも段階を踏んで試行段階に入っていくって、完成形に持っていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 話わかりました、答弁わかりました。

これ内部の検討委員会と委託先との関係はね、今、委託料だと13節予算の執行とのか

かわり合いは、今、何か冊子もあるという話も何かね、一定のものがあるという話ありましたが、この辺の例えば事業が単年度完結して、一定の委託が完了したということでお支払いをするという状況になったときね、何を成果品としてお支払いするのか。

今ちょっと答弁にあったね、ただ、私の現段階で言わせていただければ、これ23年4月1日からですね、導入したいということですよ。

23年4月というのは、まあ議席はあるといえども、3月で終わったら、もうほとんど、実質その状況に対して議論をする場所が全くない状況ですね。

それだけに、一定の先ほどのファイリングシステムもしかり、この事業導入にしてもしかり、国家公務員のように前年の7月ぐらいから施行されるんだけど、これは翌年の4月1日ですからね、したがって、総務課長も全然関係ない話ですよ。早い話が関係ないはずで、物理的に。あなたも私も関係ない状況になるんですよ。

評価されない、せっかくいろんなことをやって導入するようにしたけども、高い評価をしていただけるにありながら、もうそのときあなたの身分がこの役場職員でなくなる。私も議論をしたいんだけど、議員として議席がないという状況ですね。

それだけに、この種のものの一定の期間を要する政策導入というのは、しっかりとしてそれをやっぱり見きわめたり、その事業導入についての深さを審議していく私は必要あると思うんですね。そういう意味でお尋ねをさせていただいてるんですけど、御理解いただけますか。

そこでもう一度財政、一定の13節予算における支払い等についてはさ、今聞くとところによると、3月19日職員の面接、それからもう一つ検討委員会は副町長さんが筆頭にですか、そのかわり合いと今の13節予算執行とのかわり合い、そして予算支出をするとき、何をどういう形の中でそれを了として

支出をしていくのかという、こういうことを
予算審議を通じて、内容のことについては、
後ほどまたお話しさせていただきます。まず
この段階で御答弁願います。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答
弁。

総務課長（大塚博正君） 事業の成果品で
ございますが、先ほど申し上げましたよう
に、人材育成方針という基本的なこれから進
むべき職員の資質を高めるための方針的な、
憲法的なもの、冊子が成果としてはでき上が
ります。

それを今度実施に入っていくための、実
施って、職員に実際に資質を高めるための実
際に入っていくための適正な職員の業務の評
価ですとか、それから資質を高めるための研
修制度ですとか、それからくどうようですけ
れども目標管理、自分のセクションにあって
どういう業務を1年間、1年なり2年なり、
そのスパンの中でどういう仕事の成果を上げ
るとか、そういったことのシートづくりとい
いますか、様式といいいますか、そういったも
のをくり上げると。

それで公正なシートに基づいた判断を、平
等な判断をしていくということで、職員に
とってどこが苦手とどこが得手なのかだと
か、いろんなものが見えてくると思うんです
ね、評価することによって。そこを行政にど
う反映していけるかと、それが理事者が見た
ときに、どのところに配置するのがいいと
か、そういったことが見えてくるのではない
か。

そういったことの表づくり、表づくりと簡
単に言っちゃいますが、シートのものをつ
くり上げるのが21年度の作業、その中で
実際にやってみないと、まあ我々も初めての
経験ですから、評価したりされたりという中
での新しい様式の中でやりますので、まずは
管理職でそこを試行していこうと。

ですから実際ではありませんが、私もそれな
りの現職中には、今年度から自分の目標なり
を立てながら評価を受ける、試行ではありま

すけれども、仕事の進みぐあいによっては、
今年度中にそういった評価のことを試しに
やってみようかということですから、私も私
なりの評価を受けるんだろうなということで
考えております。

ですから21年、22年度、全く関係ない
という話ではないんですが、そういった対象
にはなるということでとらまえております。

22年度につきましては、最終的にでき上
がったものについては一般職にまでという
ところにおろそうと、実際やってみてという、
それが業者さんの指導のもとにいろんな手法
という、評価手法とかいろいろありますから、
そこらができ上がってシートができ上が
れば、評価としては完成形と、研修としては
ですね。そういったものができ上がって研修
して終わりという段階。

その後は今度独自に、まあ我々のとこでい
けば職員担当になろうかと思いますが、独自
にそういった今年度つくり上げます人材育成
方針なり、そういったシートに基づきなが
ら、独自にこれからそういった職員の資質を
高めるための作業を進めていくということに
なろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄
君。

8番（高橋幸雄君） そうするとあれです
よね、これは今、本年から試行してくと、総
務課長答弁に言わせれば、私自身もね、実際
は23年の4月だから、本来その段階、だ
けど試行の段階でそういうことだと。そして
一定のセクションに向くぐらいいいんです
けども、とりあえず管理職だけ適用するとい
うことですね、試行で。

そしたら例えば、それだったらやっぱり早
めやってもらった方がいいんだよ。例えばこ
ういうこと、Aさんはどのセクションに向く
というちはまだいいんですよ。庶務畑がいい
とか福祉がいいとか、そういう本人のもろも
ろいいんだけど、管理職には不適ですと、大
課制だから特に課長には全然もう不適ですと

いうそういう結論もあり得るね、それじゃあ。あり得るね、やっぱり。その辺はどうでしょう。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） ないとは言えませんが、そこも管理者がどうその人間を評価していくか、面談で。評価されますから当然自分も反論する権利ございますから、あなたはそう見てるかもしれないけど、私はこうやってやってますとかと、いろんなことでやっていきますので、面談もやっていきますし、それからまた部下からも評価されるというような中で、いろんな形があるかと思えます。

これはこれからつくり上げる評価手法なんですけど、業者さんから言われてるのは、そういったいろんな手法があるよということ言われてますので、うちの町にとってどういう評価がいいのかというのは、これから決まってくるんですが、いずれにしても、今、議員仰せのとおり早い段階からやれば良いというお話もございませぬけれども、もちろん一般職に及べば、一般職まで全部がその制度が浸透すれば、それは当然同じレベルで評価行為というのが一定程度やれると思えますから、その辺は一方的な、人事権持つ人間が一方的に動かすとかという問題が、そこで一たん違う面があらわれてきますから、個人もその職務にあって目標を持ちますし、その目標がどう改善されて、どう成果が出たとかという自己評価もございませぬから。

そういった面でいけば、先ほど言われた端的な管理職に向かない向くという話も出てこようかと思えますけれども、そういった中においては、また一つ問題発生すれば、専門職的な言葉も出るのかもしれないけれども、将来そういった部分が生まれればですね、この職に向いてるとなればそれは専門職だとか、そういったものが出るのかもしれませんが、その辺についてはまだ、これから進めてみないと何とも言えませぬけれども、当然に

評価というか、その職に合うかどうかという判定は、この制度を導入すれば出てくる、多少は出る、多少というか、そういった自分の思いと違う結果が出ることもあろうでしょうし、他人が評価するわけですから、また自己もやりますけれども、そういった管理職に向かなんかということが出るということもないとは言えないと思えます。ちょっとやってみないとわかりませぬが。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私はね、客観的にそういうことが今これからあれですね、人事評価導入事業について決して否定もしませぬし、ある意味ではいいことなのかなと。

昨晚7時半過ぎぐらい、8時ちょっと前ぐらいですかね、副町長室で副町長さんと、世渡り上手の田中さんと言われてるってね、これも非常に本人の資質能力の一つなんです、本人が言う話ですよ、私が言ってるんでない、そういう失礼なこと、まあ、とりようによっては失礼ですからね。

だけど、確かにそういう非常に持って生まれた特質性、だけど、しかし、こういう人事評価制度の中に本当にそういうものがね、ペーパーシートの中に生きるかったら、世渡り上手の田中さんというのが、世渡り上手そのものが出てこない、人柄のよさが出てこない。

だから、先ほど総務課長が答弁されたように、理事者はそうやって言うけども私はって反論したって、そんなことあなたに言われたくないって、あなたみずから直しなさいって、要するに理事者は評価がないわけだから、評価は町民世論なり我々議会が一定のジャッジを下す以外ないんですね。

だから、これやっぱり試行ということなんですけど、これ今の過年度分もろもろ含めて議会にこういうものですよと、議論はもういいと、質疑の内容もこれ以上続けないと、ペーパーに補正予算に資料に書いてあるとおりだと、具体的にはこういうことですよとい

うことでね、オープンにできないもんなのかなどか。

私はそんなこと決してないと思うんですが、ああ、こういうことのシートというものはこういうことであって、こういう状況の中で理事者としても、恣意的でなくて本人の特性生かして町民の負託受けてって、本人の人生にもかかわることですし、そのことがまた行政執行にいい意味合いをもたらすんですよ。

だから、そういう意味で我々もこれ予算審議してるわけですから、その中身の執行する中身が全く不透明でわからなくてというのも、これもいかがなもんだらうかと思うんですね。これはやっぱり明らかにできることだと私は思うんですけど、この辺は理事者、無理でしょうか。無理でないですよ。

とりあえず今答弁の中身は、人材育成基本補方針というものの冊子があるということが明らかになってますしね、それからこれからされるこういうもの、だから私はこれ昨年度予算提案なったとき、ある一流企業の上場企業の、たしか私の記憶では、東京電力かどこか、関西電力かどっちかだと思うね。

送電線業務事業の人がやってどうやって、例えば営業販売ならわかるんですけどね、だからどうやって評価するのかなと思って、それは相当年数の前に読んだ、家にもあると思いますけどね、ああそうですね、組合の常勤やってたところですから、今から12～3年前ですね、そんな議論もちょっとさせていただいた経過ありますけどね、だけでもそれはやっぱり評価の状況を見ますと、ああ、そう、こういうことの見方をして評価していいのかということが明らかになって、行政については全くそういう書籍、専門書を読んだことないんですよ。

だけでも、やっぱり議会に予算提案していてそれを執行して、特に13節予算ということもありね、どういうことなのかということをお示ししてオープンにできるんてないかなと思いますけど、それは不可能でしょ

うかね。理事者いかがですか。可能ですよね、議論のないとこですよ。いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 先ほど総務課長がお答えをしたように、今年度、人材育成基本方針の案までではつくられております。

先ほどこれも申し上げましたけれども、最終的には3月の19日に職員にも明らかにして、一定の御意見をいただくといったことで、3月、年度末にそういったもろもろの成果品をもとに研修をして、今年度の支払い額は支払うということになっているところあります。

あくまでもこの委託は3年一括契約をしておりますので、人材育成のほかに、この評価制度の問題があって、一定の評価シートに基づいて評価をすると、それも幹部職員だけが試行をしていくと、そういったことで積み上げ算的に最終的に成果品として結果として納入をされるということになりますので、全部の成果品があるかということ、そういうわけでもなくて、まだ、そういった試行をして初めて成果品になるということも今後ありますので、人材育成については、ほぼ固まっている部分がありますので、そういった部分の部分的でよければ、よければと言ったら失礼な言い方になりますけれども、そういった部分については公開するというのはやぶさかではありません。

ただ、評価制度の評価シート等々含めてどんなふうに評価をされてるのかというようなのを全体に明らかにするのは、まだちょっと先の話になるということは理解をしていただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 次に進みます。基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 会計管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 財政管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 文書広報費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 交通安全対策費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 庁舎管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 財産管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 車両管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 公平委員会費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 特別職報酬等審議会費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 功労者表彰費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 自治振興費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 企画振興費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 行政情報管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 職員住宅費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) あしよろ銀河ホール21管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 町史編さん費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 新エネルギー対策費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 国民保護対策費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 銀河線跡地整備

費。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 今の提案になってる銀河線跡地の関係の予算全体で、節区分ではございますけど、特に委託料の関係等御説明していただきたいんですが。

委員長(大久保 優君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) お答えをいたします。

銀河線工作物撤去業務ということで354万4,000円の内容でありますけれども、これは廃止された銀河線沿線にあります旧宿舎といいますが、倉庫であったり宿舎であったり、物置等々の解体・撤去をするということで、昨年も同様の委託事業を実施しているところでありますけれども、基本的に昨年残った部分ということで、4月、5月、6月ぐらいの間で、季節労働者を対象として実施をしたいということで考えている委託事業でございます。

委員長(大久保 優君) 8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 場所はどこどこでしょうか、明示していただきたいんですが。

委員長(大久保 優君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) お答えをいたします。

上利別の宿舎と倉庫を撤去するというのが一つ。それと上利で笹森というところでありまして、ここの詰め所が一つ。それと大誉地駅舎、それと大誉地の詰め所2号というんですけれども、隣に小さな詰め所が1棟ありまして、それと大誉地のホームの撤去であります。

ですから、上利別のもともとの駅舎は今回は入っておりませんが、上利地区の宿舎と倉庫と笹森と大誉地の部分です。

以上です。

委員長(大久保 優君) 8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) これでもうその種のものはずべて、何か上利別の駅は入っておら

んという話ししてましたけどね、その入っておらん理由と、それと同時に、これ当該年度ですべて大体この種のはきれいに撤去になるのかどうか、その辺の見通しはどうか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 答弁いたします。

まず、上利別の駅舎でございますけれども、上利別の駅舎につきましては、昨年、松山さんの映画が撮られて、年明けからその映画が上映をされてるといようなことで、ことに限っていけば、いろいろファンの方といますか、そういった方も訪れることもあって期待をしてといますか、それでとりあえず本体、駅舎本体については今年度は解体をしないということで、じゃあほかはどのくらい残るのかということ、数物件は購入を希望されているというのもありまして、そういった売り払いの絡みがある物件を除けば、ほぼ今回で終わりだと、鉄橋を除けばということ。

ただ、小さい踏切等々に、電気関係の保安用の建物だと思いますけど鉄の大きな小屋、ちょっと表現悪いですけども、そういった部分の撤去等は一部残っておりますけれども、それは直営で対応できるということで、そういったことを除けば、ほぼ今回で終わるといふふうに思ってます。

ただ、愛冠の駅につきましては、地域から、そのまま残してほしいというふうなお話もあって、愛冠の駅は今回入っておりません。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そうすると、最終的には愛冠の駅だけが残って、駅舎というものはすべて撤去されるという認識でよろしいんですね。

それから、上利別についても、今の千春さんの映画の関係上、当分の間といっても、ことし1年ぐらいかわからんけど、それは年度

内中に全部撤去するという見通しなのかどうかね。

それから、もう一つ聞き漏らしたのは、何らかの施設で希望がどうのこうのという話あったんですけど、その希望というのは、愛冠のことの地元希望のことをおっしゃるのかどうか、その辺がちょっと聞き取れない面もあったんで、恐縮ですが、再度お願いいたします。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 上利別の駅については、今年度ということではなくて、当分の間ということで御理解を願いたいと思います。

残したいということと、その購入希望という部分あったのは、上利別の官舎1棟でございます。それだけが残るといふことでございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） その上利別の何だか、駅舎、何だか建物とか残るといふのはどういう理由なんですか。だれかがそのままそっくり買いたいということなんですか。まさか住むということじゃないんですね。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 今、希望をお聞きしている中におきましては、その宿舎をですね、用地も当然分割するなり賃貸になるか、まだはっきりしてませんが、測量も入れなきゃなりませんので、用地処分となればですね。

そんなこともあります。住宅に関して、もし町として可能であれば、そこを住宅にしたいという希望者もおりますので、地域に御相談しながら、今後もその方が入居することが妥当かどうかということも、まあ、地域的に上利別ですので、その周辺の方が入居されて利活用されるのであれば、残して住宅として置くか賃貸にするか売買にするか、その辺はこれから検討しなきゃいけません。そういった希望があるということで、解体はしな

いということでございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 御案内のとおり相当古い建造物ですよね。私の知ってる方もあそこに入居してた経過がございましてよく承知してはいますけど、ただ問題は、あそこの公営住宅の状況がどうなったかよくわかりませんが、上利さんの公営住宅の状況がね、今、空きがあるのかどうか。

私は、当分の間どころか、相当年数行ってませんのでね、5年ぐらい前、毎日通ってたところですけども、その状況もあり、それからもう一つは、特別に財産が町の財産になったものをね、測量して分割してなんていうことになれば、その経費を考えたらどうなのか。そして、あの建造物そのものが、非常に立派な耐用年数のきちっとあるものでしたら、ほとんど価値ありませんよね。

だから、町が勘定したら、それを解体したら解体費がかかって、売れるものならその方が安いという、そういう一定の数学的計算になりますけど、ただ、それを計測して一部のとこということになりますれば、後の管理の問題とか、そういうこともございますよね。だからその辺はやっぱり慎重かつ適切にやっぱり執行すべきなのかなという思いはいたしますけど、その辺はどうですか、やっぱり。

意外と、走って行ってそのときはそうなんですけど、なかなかその状況にやはり逆な状況も出てくるというも往々にしてありますんでね、その辺も含めてまた精査なさったらいかがかなという思いは募るんですけど、いかがでしょうかね。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

当然に町の財産になったわけですから、適正な用地の管理、また処分に当たりましては、慎重に対応していきたいと思いますが、

先ほども申し上げましたが、地元住民の方々が今現状ですとして処分いただきたいということであれば、それはそれなりに有効な活用であろうと思いますので、その価格はともかくといたしまして、処分ができる手法があれば処分をしたいなというふうに考えてございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 僕も最近行ってないからよくわかんないんですけど、あれ相当何か、何戸もあったんですね。今答弁されてるのは1戸だけなのかどうかよくわかりませんが、それと面的なものも含めてどうかということがあるんですよね。

住民の要望あるからということではそれでいいとしても、後の問題も含めてきちっとやっぱり対応した方がいいかなと。

ということは、かんぽの問題、1,000円でやったら6,000万だか何ぼで売れたって問題になってますよね。だからやっぱり不公平感、そういう問題もあるし、公平さの問題もあるし財産管理の問題もありますしね、その辺は慎重かつ適切にすべきだと思います。この辺はよろしいでしょう。

次に進みます。そこで先ほど委託料の関係の執行のあり方、何か季節労働者を云々という話がちょっとお話ししてましたよね、だからこれ業者でないかと。

そうするとどこかの、まさか季節労働者として、今、雇用促進ですからこんな仕事ありますよと、申し込んでくださいという、定額給付金みたいな申し込み受けてその方でやるというわけでもないんだらうなと思ったり、あるいは特定のそういう団体があるのかなと思ったりね、今の事業組織ありますよね、そういうことがあるのかなと思ったり、いろいろの思いはしてるんです。

具体的に全然見えてまいりませんのでね、もう少しめり張りつけてきちっと、公明正大に透明性を持ってちょっと説明してください。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 昨年この事業は企業組合、季節労働者企業組合、正式名称は正確には忘れましたが、そこに委託をしております。

ことしの委託については、今、建設業界とも協議中でありまして、実は本別が本別の建設協会と企業組合のJVでという新聞記事を見たものですから、そういった部分で広く機会を与えるという意味では、建設業者も含めて私どもの町も何とか対応できないかということで、先般、建設業界の関係者等集めて協議をしているところであります。

場合によっては、事業組合等々も新しくつくって、受け皿をつくりたいというようなこともあって、今協議中でありまして、まだ、ことしの今年度の21年度のこの事業の受け皿というのは全く決めておりません。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そこなんですよね。そこなんですよ、非常に。だから本人の言葉をかりれば、世渡り上手の田中さん、やっぱりその辺はね、いかにそういう公平感持ってそういう受け皿をきちっとつくるかということは、人脈も相当ありますんでね、今の企業組合の関係もあるし業界の関係もあるし、あの状況からいきますれば、本来の足寄町の事業、足寄町の支出をしなきゃならんものが受け入れ先がということもありますんで、その辺やっぱり慎重に、この辺もやっぱり慎重かつ適切にやっていただきたいなと思います。これはこれでわかりました。

次に進みます。とりあえずこの予算、今の現状の21目予算ね、これはまだ補正当然でございますよね。補正予算の中に言ってますからね、4橋の3物件ということがございますね。幾らぐらいの数字でしたか、ちょっと記憶が喪失しましたんで、この補正すべきこの21目の予算、この事業ボリュームについてお示しをいただきたい。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

4橋で9,200万円程度を予定をしております。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。

いずれにしても、この問題についても先ほどの13節執行同様ね、これからインタバル相当ございますんで、適切かつ、過日の雇用創出の面から事業ボリュームからいって、要するに機械作業だと、同じ機械作業でも、本当に足寄の機械なのかどうかという、地場で金が落ちるのかどうかというもろもろのことです。

それだって、オペレーターだって無人でロボットやってるわけじゃございませんのでね、それから車も動きまわすでしょう、当然、除去しますからね。

もろもろその辺もひとつ適切に、本当に地元の雇用促進につながったり地元のやはり経済活性化につながるようなね、この21目事業というのは、本当は言葉は表現、この辺難しいところなんですけどね、結果として、非常に安久津町政にとって、財政上ももろもろ含めてそれをやっぱり逃す手はないと、こう思ってますんでね、適切に処理をいたすことをひとつ切望いたしたいと思います。町長、最後に一言どうぞ。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員からのお話、あるいは先ほど来副町長が答弁してるとおり、この事業でやはり、これはもう従来からも言ってますけれども、地元でできるものは極力地元で、もっと言えば、大変厳しい状況にありますから、雇用対策という部分で、可能な限り実効の上がるような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えてますので、御理解いただきたい

いというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 次に進みます。
税務総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 固定資産評価審査委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 戸籍住民基本台帳費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 選挙管理委員会費。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） この行政委員会についてちょっとお尋ねしますが、過般、2回ほど私、一般質問をして、この行政委員会のこの種の問題、このことについての啓蒙意識問題、いろいろとお尋ねをしてるんですけども、一向にその効果が、ただ来るのは明推協ですか、明推協か何かの全国の統一チラシみたいなのがね、パンフがちょっと配られ、昨年末、ことし明けてからでしょうかね、この辺はとりあえず代表者、きょういないんですけどね、書記長かなんか、何というんですか、これ行政委員会のその方がいらっしゃると思うんですよ、兼務されてますけどね、この辺どうなってるんですかね、これ。

これからは、この行政委員会そのものも、地方教育行政組織法に関する法律、幾らでしたか、27条だか何条の今回の報告ありましたね、事業結果報告。あれと同様にやっぱり求められると思うんです、これからどんどんね。

だから今、行政委員会の行政委員の一定の北海道の関係、いろいろ出てましたね、新聞報道でね。これはやっぱり中身の問題も出て

くと思うんですよ。

これは我々議会も同じなんですよ、同じ立場なんですよ。だからそれを我々が、あんた方がそんなこと言える口かと言われるれば、済いません、もう少し活性化にひとつ努めますと、研さんに努めますと言わざるを得ない面ありますけどね、私は、もう少しやっぱり今の時代に沿ってどんどんそういうこともあってしかるべきかなという思いでね。

一定の諸経費があるわけですから、そういうようなことの、かつて私は、教育委員会の会議録、これ農業委員会も同じですけど、議事録オープンにできますんでね、いただいて拝読させて、非常に見識の高い議論が出てるということを、私よりもうんと企画したすごいレベルが高いなという思いで勉強した経過、2年ぐらい前でしたかあったんですけども、特にやっぱりこういう行政委員会に就任される方は、議員と違って、それなりの見識と高潔な方が就任することが多いんですよ。みずからやりたいと言ってるわけですから。そういう意味合いから受けるならば、相当それなりの一定のものが出るのかなという期待があるんですよ。

しかしながら現段階で、ここ2、3年か4年かね、私も以前に、あなたが、あなたがということは、町長が就任なさった以降2回ぐらいやったけど、それなりのものが全くお示しになってない経過もありますんで、1度は前選挙管理委員長が出席していただいて質疑をさせていただいた経過もありますよね、何か選挙管理委員長、何か交代されたように私は記憶しておりますけども、この辺はどうなってるのかね。

これ事務局段階ですから、何とも言えませんが、私、この辺はやっぱり一定の議会の議論というか、そういうものをきちっと踏まえてね、一定の委員会開催の折に、しかるべき見識を私は事務局としてやっぱり示すべきだと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうかね。

これは町長が答弁することでは全くありま

せんので、行政委員会ですから関係ありませんから、総務課長でしたか、どうぞどうぞ。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 事務局長という立場におります関係から、選挙管理委員会についての御答弁させていただきますが、今、議員おっしゃられましたように、前野津委員長がこの議場で、明推協についての答弁等もございますけれども、その後、委員長かわったということもございますが、前委員長から十分に現委員長には引き継がれていることは事実でございますが、なかなか十勝管内、前野津委員長もこの場でお答えしているところでございますけれども、明推協の組織がある町村にあっても、なかなか選挙管理委員会との業務等の区別、明確に違うわけですけれども、なかなかその活動が活発化していないというような状況があって、なかなかその協議会を立ち上げる町村も今ないというような状況下で、当時、野津委員長においても、選挙管理委員会としてそういった運動もあわせ兼ねながらやりたいというようなことも申し上げていたかと思いますが、我々その事務局として担当している者として、予算反映上は従前と変わらないような予算計上の仕方ということで、今、議員から御指摘を受けたわけでございますけれども、そういった常日ごろから明るい選挙推進についてはやっていかなきゃならないのは当然、普及活動をしていかなきゃならないのは当然でございますが、今年度たまたま衆議院選挙の任期満了の選挙もあるということで予算計上させていただいておりますが、ここに頼るということではございませんけれども、ここの費用等も活用させていただきながら、そういった明るい選挙活動についての啓蒙普及についてはしていきたいなというふうに考えているところでございますし、また、今御指摘あったとおり、来年度以降につきましても、来年度以降というか、これからの定期的な選挙管理委員会もございますので、そういった中で今委員さんも

メンバーかわられましたので、そこでまた協議を進めていただけるような提案の仕方を、事務局といたしまして実施の方向が見えていって予算が必要ということになれば、補正予算なりで対応していきたいなというふうに考えてございますので、今現在、事務局としての考え方でございますけれども、そういったことで今後、選挙管理委員会内で検討させていただくということで、御了解いただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 次に進みます。衆議院議員選挙費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 統計調査総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 商工統計調査費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農林統計調査費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 監査委員費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 社会福祉総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 福祉医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国民年金費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国民健康保険助成費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 後期高齢者医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 老人福祉総務費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 老人医療費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 在宅介護費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 介護保険助成費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 介護サービス事業助成費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 旭町ふれあいプラザ運営費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 地域支援事業費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 児童福祉総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 児童医療費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 子どもセンター運営費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) へき地保育所費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 児童福祉施設費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 学童保育所費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 児童デイサービスセンター運営費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 子育て支援費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 保健衛生総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 予防費。

2番 榊原深雪君。

2番(榊原深雪君) このたび妊産婦健診の一般健診の回数が、公費負担が5回から14回が望ましいということで拡大されました。その中で負担の算定基準の積算根拠ですね、それをお知らせしていただきたいと思えます。

それと、妊産婦の人数が何年度の人数を算定されているのか、お願いいたします。

委員長(大久保 優君) 福祉課長、答弁。

福祉課長(藤原 茂君) お答えいたします。

今回、14回に拡大をするということで、9回分、公費負担を新たに拡大された部分でありますけれども、北海道の場合については、北海道知事が代理となりまして、道内の市町村長と道医師会、あるいは医療機関との単価契約を結んでおります。

その内容ですけれども、それぞれ回数ごとに1回目、2回目、妊娠の周期によってそれぞれ単価を決めてございます。

1回目でありますと、例えば単価、8週目なんですけれども9,700円、それから2日目であれば大体妊娠12週目ということで1万2,300円、これまで1回目から5回目までの部分で2万6,490円、それから6回目以降、今回14回まで拡大するという部分でいきますと、2万6,540円という単価契約の内容になっております。その14回分の合計をいたしますと、単価契約的には5万3,030円になります。

これまで足寄町では5回、公費負担をしてきて、その回数は、1回目の第8週目、それから4回目の20週目、それから5回目の妊娠24週目、それから8回目の妊娠30週目、そして36週目の11回目ということで、それぞれ5回分を今まで助成をしてきております。受診券という形です。それに3回の超音波検査分という形で行っております。

それから、人数ですけれども、今までの母

子手帳の交付等から、新年度分につきましては70人を見込んでおります。

以上です。

委員長（大久保 優君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 今までの5回の一般健診の場合は、市町村で回数的に負担が、公費負担がばらばらだったと思うんですね。それでこのたび14回に拡大されまして、ほとんど180市町村が大体14回ということで、健診される妊産婦の方にとりましては、とても健診料の負担を心配せずにかかれるということで、すごくありがたいことだと思います。

その中で、ほとんどの市町村が14回ということで、そこでちょっと差が出てくるのは、私たちの町のように分娩施設の医療機関のないところがやはり帯広まで通わなきゃならないということで、妊産婦の方も心身ともに負担が多くかかると思います。

その中で全道的に見ますと、170市町村がやはり分娩施設がないところがあって、北海道でもそういう地域性のことで国に働きかけていかなきゃならないということで今動きが出ているそうですね。

そこで私たちの町も、この間の川上議員の一般質問ではありませんけれども、やはり老人施設ということで、地域の特性をかんがみながら、やはり町の状況をやはり上の方に持って行っていただきたいと思うんですね。そのところで交通費の助成のことを含めて所見を伺いたいと思うんですが、お願いいたします。

委員長（大久保 優君） これから10分間、暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時39分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをいたします。

妊婦の健診に伴う通院にかかわる助成の検討できないかという御質問でございます。本当に御案内のとおり銀河線も廃止がされ、仮にバスで通院ということになりますと、バスの場合はやっぱり帯広まで2時間ぐらいかかるということで、そういう意味で通院に困難を来している方もいらっしゃるかなという、そんな思いもあるのも事実ではありますけれども、気持ちは、本当に私も、可能であればそういうことも考えていきたいというふうには思ってますけれども、直ちにそのことを実施するというにつきましては、現状はちょっと考えておりません。

将来の検討課題の一つということについては、これは頭の中に入れていきたいというふうには思っております。

これはやっぱり地元にも医療機関はありますけれども、例えば難病を抱えておられる方々もいらっしゃるのも事実でありますから、これらも含めて何らかの方法とれるのかとれないのかも含めて、これは将来にわたっての検討課題ということでとらえさせていただきたいということで、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 一般健診が14回ということと、あと超音波健診も拡大されまして4回になりました。その点ではやはり母体と、あと胎児の健診がなされることによって異常が発見されたり、重要なことではありますけれども、結局拡大されたこの健診を受けていただければ何も意味がないわけですね、この方、妊産婦の方ですね。

だから今、出産年齢が高くなっているということもありましてね、まあ、よその町のことではありますけれども、やはり救急車で急に運ばれ、こういうふうには健診を余り受けないでいきなり産科に飛び込むとか、いろんな異常が見つかって大変なことになったとかということは私たちの町にも起こらないとも限

りません。

それでせっかくこういう拡充されたことでありますのでね、経済的な理由で、本当は14回がもう普通の回数なんです、超音波もしかりなんですけれども、やはりそれをせっかくこの公費負担がなされてこういう機会をちゃんと満度に使っていただくためにもね、やはり経済的に大変な方も中にはいらっしゃるかと思います。そういう方のためにも今後の、私たちの一つの町だけでは、なかなか解決しないことだと思っております。

昨今の妊婦さんも数もですね、せっかく少子化の対策として、私たちの町も一生懸命手だてをしていただいているおかげで、妊産婦の方もふえてきているような気がいたします。数字的にも上がってきてるんですね。

そこでやはりもう一押し、町の協力があればありがたいなと思っておりますので、先ほど町長がおっしゃいましたように、今後の検討課題にさせていただければと思っております。

以上です。

委員長（大久保 優君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 次に進みます。患者輸送車管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 環境衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 合併処理浄化槽事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 清掃総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） じん芥処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） し尿処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 病院費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 労働諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 単身者住宅管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農業委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農業総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農業振興費。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今回のこの補助事業、いわば節でいえば19で負担金補助及び交付金の中のラワンブキ振興対策事業ということで補助金の64万1,000円が見られてると。

私、この補助金の内訳を見せていただきますと、当初はこの補助を出しているその内訳として出されてるの、これてっきり自生しているラワンブキと思ってたんですね、自生している。

ところが、3日か4日前に新聞に写真入りで、組合式で会員が28名ぐらいで、ぐらいって、28名で、実際自分の畑に植栽されて、フキを、23名がおるらしいんですけど、これを見て一瞬、自生しているフキというのと、実際自分の畑にラワンブキとして栽培されているというのと、これちょっと一瞬ね、勘違いはしてたんですけど、これどのようなことになってるのかなと。

このラワンブキというのは、お聞きしますと、平成13年に北海道の遺産として指定されていると。我が町もこのラワンブキとか、それから放牧酪農というのを、本当に広くPRを、血税を使っているんな面ですけれども、この自生のラワンブキというのは、お聞きしますと、何か民間の人とちょっとトラブルあったようにもお聞きはしてるんですけど、自生ラワンブキの扱いというのは、町としてはどのような扱いにまずなっているのか。

自生してる今上螺湾の方ですか、ずっと向こうの、螺湾からずっと向こうの方で自生してるラワンブキの町とのまずかわりというんですか、これも含めてPRしてるんですけど、どんなあり方で町はどのような形でお考えなのか、まずそれからお聞きしたいと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

基本的に、議員仰せのとおり北海道遺産に指定されているわけでございますけれども、直接、今、ラワンブキの生産組合というんでしょうか、そこの直接的なつながりは持っておりません。

ただ、北海道遺産ということで指定がされ、しかも足寄のラワンブキというのは、これはある意味、また足寄の特産品の一つにもなっておりますし、それから今年の議会でも、この保護をどうしていくのかという御質問もいただいたわけでありましてけれども、町としてもこれは一昔と申しますかね、ある程度ラワンブキと言われる部分が、螺湾線から上螺湾にかけて、そのほかにも自生していたところがあるということでありましたけれども、これがだんだん資源的にはやっぱり減少してきているということも実態も把握しておりますから、これはやはりどうやって保存と申しますか、保護と申しますか、このことも含めて大事なことだというふうに思っていますから、これは昨年、年前に質問を受けた後に、十勝支庁、あるいは土木現業所とも若干の打ち合わせは持っておりますけれども、まずは最初に、今現在、自生ブキの状況がどうなってるのかという調査をやっぱりしっかりする必要はあるだろうということ担当課の方にも指示をし、できれば21年度中にも、以前の数年前の調査した記録は残っておりますので、それに基づいて現状どうなってるのかということも把握をしながら、これを保存し次世代にどうやってつなげていけるのかという方策についても、これは当然探ってい

なきゃならない大事な部分だなというふうに認識をしております。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 町長がおっしゃったいわば保護ということですよ、通常はこの遺産として指定されてるもの、今特に現況は、まあ権利をいわば取得してないのに、そこをおれのだとか、入るな、さわるな、近寄るなというようなことは無断採取禁止というんですか、町の人らは理解し得て、同じマナー的なものは暗黙のうちに持ってて理解し合ってるんですけど、外部から来てて、そういう話も私は聞いたことあるんです。

町外の人ですけど、何なんだと、権利も取得してないのに、おれのだおれのだおれのだと言って、とったものは盗みみたいなもんだけど、実際はそれをいわば自然に、いわば自生ですから、自然に生えてるものを採取して堂々と売ってるものは罪人でないのかと、私もそれも一理も三理もあると思うんです、実は。

だから、町が今保護ということになりますと、現況は相当乱獲されてるわけですよ。これには変わりないわけですよ。もうパンフレット見ても、足寄のフキは「ほらふき」みたいになってしまって、4メートルも何ぼとなってますけど、実際は、成長のいいところで2メートルか2メートル2～30が大きな部類に、もうほとんど毎年毎年収穫されてるもんですから、だからこの辺も私はきっちり、今町長がおっしゃったように、首長がおっしゃったように、きちっとやはり土現とか支庁ときちっとあれされて、町がきっちりこれをやっぱり管理を預かって、その中で保護するなら保護する、そしてその中で計画、いろんな条件を持った中でその地域の人にいわば管理なり収穫してもらって、そういうPRも兼ねた中で、足寄の自慢できるラワンブキを全国に販売して証明していただくということもあると思うんです。

もう古い話ですけど、これが似たようなケースあるんですね。豊頃の旅来だったかな、あそこで川にサケ・マスが流れてくるわけですよ。私の親戚の人もそこにいて、何だと、おれのおやじはここで昔から生活してこれを生活してたんだと、おまえらが勝手に漁業権というのを決めてだめだと言う、けどおれはこれで生活してきたんだからとるんだと強行して、まあ言葉はおかしいですけど捕まったんですけどね、そのようなやっぱり自生と自然の生態系に合わせた生産されるものと、やっぱり似たようなケースだと思うんですよ。

だから、基本的には北海道遺産、世界遺産、いろんな遺産という名称のものがありますが、けさほどもある方からお聞きしたこういう例もありますよね、こういう例もあるよねというその話の中でお話も承ったんですけど、例えば上士幌町のめがね橋もそうだよ、足寄町にも近くにもシオワッカという本当に指定された場所もあるよねと、みんなしてやはり保護をするんでないかと。

それを乱獲してばたばたばた切ってどんどんどんどん売って販売だけに力入れて、ラワンブキはすごいすごいといっても、全くその採取して販売するのにラワンブキの知名度を上げてるにすぎないような現象にもなると、それもある一定の町としてのきっちりとした連携を図れてるんだしたら、私はこれもいいと思うんですよ。

なぜそういうことを言うかということ、公平性を欠くのではないかと。わざわざ自分の畑にたくさんたくさんそれこそ肥料をやって、追肥を何回もやってフキを収穫して、まあ実際それがラワンブキなのか何ブキなのかわかんないですよ、でもその名称をお借りして販売すると。片や、権利もなければ何もない中で、自然に生えるものを、ちょっと公平性に欠くというような気、ちょっと町長ませんか。どうですか。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。
町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

まず自然ブキに関しましては、これは町の権限というのは全くございません。

ただ、御理解いただきたいのは、北海道遺産に指定がされた足寄のラワンブキ、これは一般的に言われる遺産ということになりますと、全く手をつけずにこの状態を保存をしていくというのが、わかりやすく言えばそれが一般的に言われる遺産なんですけれども、この北海道遺産というのは決してそうではなくて、もちろん保護もするけども、有効に活用していきましようというような趣旨で指定がされたということでございます。

しかも、じゃあこの北海道遺産にラワンブキが指定された、じゃあこれ足寄町が申請したから指定されたのかということ、経過からいくと決してそうじゃないんですよ。

北海道の遺産の選定委員会といいますか、その組織ができ上がりまして、そこで北海道であるものを募集したんですね、広く一般道民から。そしたら、どなたかから行ったのか、ちょっとこれわからないんですよ、正直言ってわからないんです。まず1次選考で絞り込まれた中に、我が町の足寄町のラワンブキが残ったということなんです。

その後、その後の町内的な活動といいますか、動きとしては、当時、産業クラスター研究会というのがございまして、その人たちが、おい、足寄のラワンブキ残ってるぞと、これ何とか指定していただくように支援しようやというようなことで、そういう動きがあったというふうには私も聞いております。

結果として、北海道で一番最初の何か所、あるいは何物件でしたか、そんな数は多くないんですけども、そこで足寄のラワンブキも指定がされたということでございます。

その当時、じゃあこのラワンブキ、いろいろ自然ブキでありますからどう保護をしていくのか、あるいは河川敷地に生えてますから河川線はどうなってるのかというようなことも、いろいろ調査をしたり検討もしたようでございます。

御案内のとおり、上螺湾に向けてのあの川沿い、実は原始河川であります。ですから本来地域の方々が持っている本地に実際の川が流れていたりだとか、河川敷あるところに川が流れてないだとか、そんなこともあって、これはなかなか土現に対する河川占用の許可の申請を出しても、もちろん国調もきちっと入ってないということもあって、これはどういう経過かというのは、私もしっかりと整理はできておりませんが、そんなこともあって権利関係についてもしっかりとされていない部分があるというふうに聞いております。

そのことによって通りがかりの人がラワンブキをとって、肥培管理をしている方々、地域の方々にしてみたら、これおれたちが肥培管理してるんだから、とらないでくれ、いや、ちょっと待てと、それは自然のところに生えてるんだからということで、年に何回かは帯広土木現業所の足寄出張所にもそういった苦情といたしますかね、そんな連絡もあったという話も聞いたりもしております。

いずれにしても、これは権限、法律的なことも含めていくとどうなるかというのは、ちょっと私自身も、今現在の中では具体的なことはちょっとお答えはできませんけれども、いずれにしても、きちとした形での整理はされていないということも事実だということでございますから、当時も、何とかしようというようなことも動きもあったみたいですが、それからまた、ラワンブキの商標登録というんですかね、これは農協が取っているということもあって、当時そこら辺の整理も含めて、結構ないろんなところに行きますと、ラワンブキと表示されてフキが売られてるけれども、原産地を見ると、実はうちのラワンでなくてロシア産だとかというのが平気でラワンブキで売られてるというようなこともあるということもあって、当時も、一定の整理をしなくちゃいかんという動きもあったみたいですが、結果として、今日まで整理がされていないということでござい

す。

私自身の認識といたしましては、ここら辺のことも、先ほどもお答えしたとおり十勝支庁長も現地へ来られました、それから土木現業所の所長さんともちょっとお話をさせていただきました。

これまた新年度に、先ほど申し上げたとおり自然ブキの自生の状況の調査も含めて、あるいはもうちょっと本当に確実に保護なり、あるいは販売活動もできるようにということも含めて、行政が果たすべき役割ということも見きわめながら、そういった整理も21年度中にやっていきたいなというふうに思っております。そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 大体町長の説明もわかるんですけど、少なくとも僕が強調したいのは、こういう今のままでは公平性にまず欠くということですよ。

というのは、片や、強いて言えば、その辺も若干川の流れのふち、側面が必ずしも河川用地とは限らないんですよ、本当に。

川の流れというのは、数十年間に変わっていくわけですから、1メートルも5メートルも。だから川の流れてる付近、ふちが河川用地だと思いがちですが、そうじゃないのかわかります。

まして、川の流れの付近に属しなくても、フキが生息してるとこの位置が河川用地であれば、これ町の財産でもなければ、道の財産であり道民の財産でもあるわけですから、言いかえれば。

ですから切ってとったからって、道民であれば何も問題ないかもしれないですし、ただ暗黙のうちで、管理ってどのような管理されてるのか私どもはわかりませんが、そういうトラブルも防ぐ、また公平性に欠くことのないように、やっぱりきちりと町がある程度の支庁、一定のある程度その属する

機関、土木現業所なら土木現業所へ行って、町がきちりとやっぱり標識を足寄町と立てられるような形で、また今の通称でしょうね、そんな権利のないものを勝手に権利と言ってやってるんですから、通称何だかという組合あるんでしょうから、その組合の区域の人らと、また町とその人らとの契約をきちっと交わせば、そういうトラブルもなければ、今後いろんな問題も解消されていくと思うんですよ。

ですから私は、本当に早いうちにこのことは、大きなトラブルになる前に、備えあって憂いがないわけですから、しておく必要はあるんではなからうかなと。

まして遺産となれば、やっぱり前提には保護ということが前提に必ず備わるわけですから、販売ということよりも保護ということ、その次に計画的な生産・販売ということも存在するでしょう。

そういう中で乱獲を防ぐ意味も含めて、私は早目にその機関に行って、足寄町としてきちりと町が管理してるんですよと、その中でまた権利も取得したんだよという中で、非常に厳しいその予算の中で、血税を使われて大いにまた違う意味でどんどんとPR、血税を使われるということも納得してもらえらると思うんですよ。どうですか。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおりやはりラワンブキ、もっと言えば自然ブキをどう保護していくのかと、これは極めて大事なことだというふうに思っておりますから、何らかの方策については、できるだけ早いうちに方向づけをしていきたいというふうに思っております。

これは町が、まあまあ、ずばり言いますけれども、わかりやすく言いますけれども、権利関係でいきますとね、町が河川占有することが可能なのか、あるいは地域の方々が河川占有することが可能なのかも含めて、これは方法論は別として、いずれにいたしまして

も、ただとるだけでしたら、もう間違いなく小さくなっていったって退化していくのはこれは間違いのないわけでありますから、今現状は、そこら辺がはっきりしない中で、肥培管理をしながら地域の方々が販売にもつなげていってるということでありますから、いずれにしても、この火を消さないようなことをできるだけ早い時期に整理をかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） ここで井脇議員の言うとおりかなと、私はそんなふうにお聞きをしておりました。

これは平成13年に、北海道遺産という形で、ラワンブキが北海道遺産に登録されたということでございます。

これについては、このラワンブキ、これは今から20年も30年も前から、私のわかんないころから、このラワンブキはだんだんと日本じゅうに知れ渡っていったという形の中で有名になっていった。

そして、これは自然ブキについて北海道遺産に登録されたんだと。これ栽培ブキにされたということではないわけなんでね、そしてまた、皆さんに親しんでいただいたこのラワンブキを、やはり足寄町皆さんで守っていくという気持ちにならなければ、これは幻のラワンブキになってしまうんでないのか、私はそういうふうに思うわけです。

そんなようなことがありまして、去年の6月の一般質問の中で私はこれについて質問をさせていただいた、そしてこれから先に向けては、今までは地域の人皆さんが守りながら売ってもきたということがあろうかと思えますけどもね、これから先については、1人1人が、そんな私が土地持ってるから、私が売ったらそれで自由なんだということにはならなくなるだろうと。

そのためには、今、町長さんも言われたよ

うに、土木現業所とじっくりと話し合いをして、そして現業所との、そしてまた皆さんとのトラブルのないような形の中で、このラウンブキを一村一品運動の中での一つの1品として守っていききたいと、そんなふうに思っているわけなんですけれども、町長の御意見を伺いたと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の思いというのは、先ほど井協議員にお答えしたとおりでございます。

ただ、私は現時点では、可能であれば、別に地域の方々が河川占用を受けてそれで北海道遺産ということで、全然私は構わないというふうに思ってるんですよ。

いわゆる特産品ということでいきますとね、何も足寄町が抱え込まなくてもいいのかなという。ただ、手続上も含めて、そういうことでなければ道がないよということであれば、そのこともやぶさかでないなというふうに思っているということでございます。

いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、方法論は別といたしまして、できるだけ早い時期に、このことの保護をする、あるいは活用をしていく確固たるものをしっかり整理をしていく必要があるというふうには認識はしてますんで、それに向けて努力をしていきたいというふうに思ってますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） そこで、今のところこれ農協の方なのかな、補助事業が出るという形ではあると思うわけなんですけれども、ぜひともこの自然ブキについてもやはり町として考えていかなければ、本当に幻のラウンブキになってしまうと、もう限界だなと、私はそんなふうに思っております。そんなところで何とかお願いをしながら、私、質問を終わらせていただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 畜産草地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 農地流動化推進事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 営農用水道等費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 町民センター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 畜産物処理加工施設運営費。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、審議の対象になってる農林水産業費の9目についてお尋ねいたします。

これは行政報告等もございまして、詳細についての考え方は理解をしておるところでございますが、その上に立って予算、その報告に沿った予算提案ということでもあり、その基本的な考え方は行政報告のとおりなんでしょうけれども、予算提案に当たっての一定の予算額等の詳細な説明をひとつまず第一義的にお願ひしたいと存じます。

委員長（大久保 優君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 答弁いたします。

畜産物処理加工施設運営費でございますが、需用費としましては、消耗品だとか施設修繕費ということで46万4,000円計上しておりまして、そのほか役務費としまして手数料26万3,000円計上しております。

それで、委託費の214万9,000円、これにつきましては畜産物の処理加工施設維

持管理業務としまして171万円でございますが、この中身につきましては、電気保安業務が8万146円、消防用施設等定期点検等が12万3,144円、浄化槽施設維持管理業務が139万5,156円、それからボイラー総合点検業務が11万1,300円でありまして、合計しましてこの畜産物処理加工施設維持管理業務につきましては171万ということで予算計上しております。

それから、あわせまして、委託料の中に畜産物の処理加工施設、水道ですね、水道の維持管理業務ということで43万9,000円ということでございます。合わせましてトータルで287万6,000円となっております。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これは行政報告あったように、今の施設を従来の製造委託管理方式をまず転換しましてね、それは国との中の法規範も含めて可能になったということもあり、そこで問題は、一般論から言わせていただくとね、一般論から言わせていただくと、あれですよ、家賃もただだと、それから何もかもみんな持ってあげるよというの、普通は余りあり得ないケースですよ。

だから、例えば銀河ホールの使用料で、あそこで僕も何回か利用させていただいたコーヒショップみたいとこございますね、こちらの本別町寄りの方に、あれを家賃をお支払いいただいてね、そして本来営業はどうなってるのか私はよく承知してませんけど、通常利用料は、こういう手法からいくと、あの施設を家賃を取らなくたって、逆にね、やっぱり一定の観光客、道の駅というような指定もございますからね、何とかそれで御商売やっていただけないのかなということ、そのかわり家賃も要らない、もちろん電気料とか水道料は自賄いをお願いしますよと、こんなことになってそれでもどうかと首かしげるのが通常ですよ。

しかしながら、やはり先ほどのラウンプキの話じゃございませんけど、やっぱり一定の公平性の問題の観点からいきますれば、特定な者が特定の利益を得るということについては、そういうことにならないということも踏まえてそういうことをしてない、執行してないということも今までの経緯ですよ。

さて、この本事業案については、たしか方針としてはね、行政報告受けたような内容なんですけども、私はやっぱり一番疑問持ってるのは、補正予算の段階でも申し上げた経過でございますけど、それじゃあ本来やっぱりその法人がみずから経営陣が一定の見識が至らない、そういう専門的な知識がない、そういうことだけに専門的にその経営のノウハウ等も含めて、先へ含めてひとつ何とか専門家、アドバイザーのこういう有料で一つの見識をいただいて今後の経営の指針にしたいという場合は、当該法人がみずからやるのが通常ですよ。

しかしながら、これは補正予算で議決した経過もあるから、そのことを蒸し返すことは議員としては本意じゃございませんけど、しかしながら、そうではなくて町費をもってそのことを一定のコンサルに出したという経過もございますよ。

これは今回の新年度に向けた事業のあり方そのものが、そのコンサル業務がね、私はこの間の行政報告を熟読する限りにおいては、それほど生かされてないな。

ただ、めり張りついてるのはね、今、今回この予算提案なってる9目予算、農林水産業費の9目予算の一定のただいま質疑の対象にしてる予算のことに伴う当該法人の経営上の軽減、これは明らかですね、それは明らか。

そして、その他の問題等については、一連の国との一定の施策もろもろ含めて模索しながら進めたいと、こういうこととともに、問題はやっぱり役員報酬等に触れてね、けど過般の補正予算の議会の中で審議の中で申し上げたようにね、過日の議会運営委員会の中で議会首脳部の言葉によると、実質経営して

るね、担っている社長さんが今月いっぱいをもってやめるのかどうかはよく、やめると、この間、そのことについては全く、私どもは所管の課長から全く聞いてないけども、この間予算審議の中では、過日の予算審議の中では、町長がそのことについてお認めになったですよね。これは非常にやっぱり重要なことなのかなと思うんですよ。

だから、シナリオを描く者と仕事をやる者と実際担う者と違うということはね、私は無理だなと思うんですよ、やっぱりね。今度はその主役がいなくなるんですよね。

そして、今までのやっぱり前あそこの社長と、前に百条委員会を設置して、当時、代表派遣で正副委員長で、私たまたま責任者だったもんですから秋田県へ行った経過ございましたけどね、秋田県ですよね、行った経過ございましたけど、あのずっと経過を見ますと、やっぱりそれに担う者がオーナーにならなければ、ただ形式的なことではだめだと思うんですよ。

そういうやっぱり社長辞任ということも含めて、私はそのプランニングそのものがね、行政報告したものと事実はまるっきり違ってくる。そうなれば、たしか私の記憶に間違いなければ、代表取締役社長でなかったかなというふうに記憶してるんですけどね、それじゃあその後の後任問題だって、従来から大株主でありながら足寄町長がそれについてなかった経過あるんですね。

かつては、例えば森林組合の例とると、あれは別に大株主とかそういうこと関係ないですよ、商法適用は組合法の適用なもんですから。それでも私の記憶に間違いなければ、足寄町長小林弘道氏がなった経過あったかなという記憶あるんですね。

有本参事という方がね、もちろんお亡くなりになってますけどね、その後に関根参事さんとか、いろいろあった経過ありましたけど、ただこれからの先の経過どういうふうにとどっていくのかなという非常に懸念があるんですよ。

議会に示したプランニングと行政報告した公にしたのと、現状今予算審議をしてる現状とに乖離が出てきた、これは非常に大きなことだなと。

だからやっぱり通常の、つまりノーマル的な、あるいは形式上なことのこれから4月1日のね、私に言わせれば、たしか1月の所管委員会かなんかで、ということは1月末の三百数十万って赤字が出てましたから、2月、3月、たしか3月決算ですよ、だから予測でトータル700万強だったんですから、そんなだったら2月、3月ちょっとお休みいただいた方がかえってね、300万程度に赤字を上乗せすることないのになと思いつつながら、あの数値表を担当するセクションの課長からいただいた。

私はそこで質疑する場でございますので、ただ聞き置くだけ、資料をいただくだけでとどめておったんですがね、それもやっぱり先ほどから申し上げてるように町長の行政報告あって明らかになった、だけど現状は実態は乖離したと、これはゆゆしきことだなというふうに思ってるんですよ。

そうなりますれば、一定の行政報告をした現時点、今質疑をしてるこの時点でそういう状況が明らかだということになりますれば、過日の予算補正委員会の中では明らかだったわけですから、きょうが変わったということはありませんと思うんですけどね、そうなれば今後どうしていくのかなという問題が発生するんですね。

その辺の考え方、大株主と、これはもう完全に、協同組合法の法的適用でなくて完全に商法に準拠してますから、だから本来はね、ああいう状況あったら、今一応欠損金の積み重ねももちろんありましょからね、役員責任ということもありましょ、だんだんだんだん行ってしまおうと、もう個人の役員ではしよ切れなくなってしまうんですよ。

第2の森林組合みたいことなんですね。1億強も欠損金で出ましたらね、役員責任なんていったって、もう全部の役員の、農林中金

に入れてる担保物件全部処分していただかなければ、3億ぐらいの借り入れございましたからね、及びもつかなくなるんですよ。

これは私が香川町長が1期目の12月議会ですよ、質疑をさせていただいたの。その間、その前の富田さんの町長のときにもどんどん質疑をさせていただいたんですよ。このケースは三セクであり、しかも足寄町の出資比率が御案内のとおりなものですから、非常に極めて大なんですよ。

この時点においてどんなようなお考え方でこうね、これ予算提案して、午前の質疑の中で明らかになったように、2月18日に最終的に予算を確定したものですから、それ以降のアクションだと思うんですよ。

私ども1月ぐらいに聞いている、担当から来た数値ですかね、そこで見込みでも欠損出て700万という数字でしたからね、だけど現時点はそうじゃない、それから一定の乖離があって今日は3月12日ですか、相当のその日の動きがございますんでね、どんな考え方でいらっしゃるのか、ちょっと御所見をいただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、行政報告で、今回大変厳しい状況の中にある農産公社の経営状況の中で、厳しいけれども継続をしたいという結論に達したということで行政報告をさせていただいたところでございます。

これは私は、首長という立場と、それから補正予算のときにもお話しさせていただきましたけれども取締役という立場、二つの立場ありますけれども、ですから会社運営にかかわることについては、これは今お答えすることは、参考まで聞いていただくということも含めて、情報提供という意味も含めてお話をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、この継続すべしとの結論に達した経過の前に、本当に特段の御理解をいただいで、町費において専門家による経営診断をす

ることについて、特段の御理解いただいで認めていただいた。この中間報告を受け、正直言って、これはもう私は無理かなと、このまま継続させるのは無理かなと。

御案内のとおり会社の出資金というのは総額で3,000万、そのうち2,000万が町費で出資をしてるということでございます。4年続きの赤字という状況の中で昨期、前期ですね、前期の決算時点で出資金については少し手をつけた状況でございました、3,000万を少し割り込み。

ただ、これは現金ベースでそういう意味だということございまして、ただ、棚卸なんかを入れますと、これは3,000万は確保されてるといふ決算にはなっております。

私は、特に今回、大変な状況になっているところで重視をしたのは、やっぱり現金ベースでどうなってるのかなと、この出資金ですね、ここを随分担当者の方にも指示をしながら、ここをしっかりとつかまえてくれというお話をさせていただいたところでございます。その結果、中間報告含めて、あるいは1月末の取締役会において報告のあった経営状況、その時点では300万強の赤字。

先ほど議員がお話しあったように、これは乱暴な言い方をすれば、取締役会にも私は発言させていただいたんですけども、これ冬期間閉めた方がいいんでないのかと、こういう発言もさせていただいたのも事実であります。すなわち、この赤字幅をいかに圧縮するかという観点ですね。

どうしてもこの農産公社、道の駅も含めて通年しての販売の状況を見ますと、これは今までもそうですけれども、わかりやすく言えば、夏期間の中で稼いで、そして冬期間は、月ごとの収支を見ますと、冬期間はどうしてもやっぱり赤字にならざるを得ないという、これは固定経費もあるからですね。

ですからいかに、いかに夏の間にもうけるかということでもありますけれども、これがとりわけ昨期、あるいは今期含めて、このもうけを十分に出すことができない状況が続いて

しまったということでございます。

そこで、そういう状況にありながら、あるいは平たい話、もうこれは継続困難かなというふうにしたわけでありませぬけれども、にもかかわらず、なぜ継続という結論になったかということでございますけれども、このところ、経営分析のところとも同じなんですけれども、ダブるところも関連あるわけでありませぬけれども、一番私、衝撃的だったのは、これはある意味、取締役としては今ごろわかったのかということでお叱りを受ける部分もあるのかな、あるいは私自身も反省をしてるところもあるわけでありませぬけれども、経営分析の中間報告、要約して言いますと会社の体をなしてないと、こういう厳しい経営診断の一つの項目にありました。

これは何かといいますと、やっぱり会社ですから、社長がいて社員がいて、パートの人たちもいるということですが、この指揮命令系統関係も含めて、あるいは業務の進め方を含めて、これはやっぱりちょっと、コンサルは個人全部聞き取りもやってみたいですけれども、これは指示命令系統も含めて極めて不十分ですよ。

そういう意味では、行政報告にこういう表現の仕方をしてありますけれども、経営分析指摘事項に基づく抜本的な改革の実施がされることということを1点目に上げておるわけでありませぬ。

この意味は、ある意味体制の刷新も必要ではないのか、あるいは原点に戻ってまさしく製造計画、あるいは販売計画、あるいは在庫管理を含めてこれは極めて不十分だということという中間報告、あるいは経営診断の結果ということが突きつけられたということでございます。

また、一方では、何点か指摘事項あるわけでありませぬけれども、このことがクリアできるとすれば、再建は可能だということも一方ではあったということでございます。

そこで、じゃあ、そうは言われても現実、これは私、ちゃんとした数字、正確な数字で

はありませんけれども、私なりに先ほど申し上げた現金ベースで一体今期終わったときにどうなるのかということで、私なりにちょっと推測してみますと、出資金1,500万前後まで落ち込んでしまうのかな。

そうしますと、これは経営分析のところにも若干触れられてる部分もあるんですけども、このままの状態が続くとすれば、あと2年ぐらいで出資金も底をつくんでないか、すなわち運転資金が底をつくんでないですか、こういうことも触れられているわけでございます。

ですから、そのことも含めて、つらいなというふうに思っておりましたけれども、これが行政報告の2点目と3点目に報告させてもらったとおり、ここに来て国の雇用にかかわる交付金制度が打ち出されたと、2次補正で打ち出されたと。

これに何とかこの農産公社乗れないのかなということ、担当の方からも、こういうのが町長出てきたよということがありましたものですから、これ早急に検討せよということで、関係機関とも相談をさせていただきながら、何とかこれ乗れそうだよというような答え。

ただ、御案内のとおりこれが関連法案の可決含めてぎりぎりまで来たわけでございますけれども、そういう経過をたどる中で2月20日の日に臨時株主総会、これはもう会社として、これは何ぼ最大の株主、町だとしても、これは株主総会でやっぱり一定の意思確認をする必要があるだろうというふうに判断をし、取締役会議の中で臨時株主総会を招集しようということで、20日の日に臨時株主総会を開催をさせていただいたところでございます。

その中でもいろいろ厳しいやりとりもあったわけでありませぬけれども、行政報告でもさせていただいたとおり、一つには、ある意味会社の抜本的な改革ができるのかできないのか、それから二つ目には、このふるさと雇用再生特別交付金、この事業に乗れること、も

う一つは、ふるさと地域力発掘支援モデル事業、これにも乗れることということはこの株主総会でも提起をさせていただいて、それに乗れるんだとしたら、臨時株主総会の中でも、何とか残したいねと、残すべきだと、こういう確認がされたところでございます。

そういうことを踏まえて、私としても、やはりこの間長い歴史を持っているチーズ工場でありますし、やはり一定の足寄町の特産物の一つにまでなってるのではないのかなというそういうことも含めて判断をさせていただいて、厳しい状況ではありますけれども、こういった交付金制度を活用させていただいて、何とか早急に再建を図っていききたい、もっと言えば、農産公社を継続をしていきたいという判断に立ったということでございます。

それと、また一方では、この交付金制度が具体化する前については、もう厳しいのかな思ったのと同時に、これは葛藤であったわけでありまして、そういう厳しい状況であるけれども、なくすというのはこれは簡単なことでありまして、何とか継続する方法ないのかな、すなわち、大口出資者でありますけれども、新たな支援ということも考えられないのかな。

こんなことも頭の中をよぎったわけでありまして、しかし、これはこの間の経過含めて、先ほど議員もおっしゃってありました、過去には百条委員会ということもございましたし、これまた軽々に、大きなお金の支援ということにもこれはまた厳しいなという、そんな判断もしてきたところでございます。

そういう中であって、町としてのこれは支援策と言えないかもしれませんが、ある意味、支援という意味合いも含めて、この施設の管理費、これは法定、これはおのずとやらなくちゃいけない費用について、委託料という形の中で農産公社に支払う、これが直接的には支援ということにはならないかもしれませんが、支援という意味を含め

て、そんな形で契約の仕方も変更をさせていただきたいということで議会に提案を申し上げ、御理解をいただきたいというのが趣旨でございます。

当然でき得れば、これらの経費についても、施設については無償でということにしても、それぐらいは自分たちの自前でやれるよという、まずは第1段階そこまで早急に持っていきたいものだなというふうに思っているところでございます。

それこそ今はお亡くなりになりましたけれども、加藤さんが社長のときには、本当に売れて株主配当もし、さらには町に対しては特別寄附というようなことで寄附をいただいたということもあるわけでございますから、これは会社の体制がきちとなれば、改善すべきところは改善をできるとすれば、再建は可能だというふうに判断をしてるということでございます。

それから次に、社長の件でありますけれども、これはあくまでも情報提供といいますが、参考というところで聞いていただきたいわけでありまして、これは実は今の社長も、随分昨期の、前期の赤字のことを含めて、今期何とか頑張るということで、決意を新たにいろいろやってきていただいたわけでありまして、残念なるかな、成果を出せなかったということもあって、これは解任とかそういうことではなくて、社長の方から辞任届けが出されたということでございます。

取締役会の中でもこれの扱いどうするということでありましたけれども、しかし、大変な状況だからさよならと言われても、これは会社自体だって困ってまうぞということで、最終的には受理をせざるを得ないという結論になりましたけれども、最終的には、じゃあ3月いっぱいをもってということで、辞任を認めざるを得ないなということで今推移してるということでございます。

それから、じゃあその後どうするんだと、まさしく新たに再出発をする上でのプランニ

ングの中でどうするんだということでございますけれども、今現在の考えとしては、当然社長の後任については、現有の取締役の中から、これは定款上も取締役の中での互選ということになってますから、現有の取締役の中から就任をすべきでないのか。

そして問題は、現社長にある意味私は余りにも負担をかけ過ぎたのかなというこれは反省も含めてありますけれども、二役やらせたわけでありまして、やはり販売・営業関係、それからある意味財務も含めて見れる方、これを1人確保をする。

それからもう一つは、技術屋さんも製造できる技術、これ今の職員に1人いるわけでありまして、1人じゃこれはとてもでないですけども手に負えないということもありますから、もう1人新たな技術者を雇用すると、ですから2人の者、これを先ほど申し上げた国のふるさと雇用再生特別交付金の中で新たな雇用ということで雇用をし、会社の再建に当たっていきいたいという考えだということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私ね、一般論として、足寄町の気風としてね、今まで培った人に去るときとか去った後とか、去らすときとか、非常にもう悪口ざんまいみたいなね、非常にそのことが、私はずっと今までの経験則から含めて今まで多いんですね。

私はね、最初から現社長、よくやったなと思うんですよ、よくやったなと。現実問題として、あのスタッフの中で社長を今の現社長にした理由は、経費、役員報酬と製造部門と一緒に兼務できるというねらいたったですよ。さもしいなだよ、大体が、物の考え方が。

これから4月、3月は今までの経過わかりました。4月からの感じですよ、これはどうするのかということなんですけどね、現役

員でそれはいいですよ。ただ、単なる役員だけだって、代表取締役で私は意味ないなと。そんな甘いもんでないというんですよ、やっぱり。

今、御答弁によるとね、いや、財務・営業部門にいた1人をふると云々と言っても、どのぐらいの今の目指してる雇用再生特別交付金が出るのかもまだ今明らかにしてませんけど、今お尋ねしてるわけですから、ちょっとその辺も明らかにすると同時にね、これはもう3月、4月いっぱいということは残り18日しかないという、20日ぐらいですか、きょう12日ですからね、19日ですか、残りね、残すところ。そうするとその辺がどのような財務の状況にね、そういう交付金等が、要するに事業外収益が得れるということですよ。

それとあと、もう1人は技術陣が1人ということなもんですからね、それを全体的に事業外収益がどう見れるのかと。だから私は、現状はやっぱり彼はよくやったなと思うんですよ。

だけど中身は、例えば今の廃棄の問題とかもろもろ考えるとね、あるいは財務の問題に詳しくなかったって、そんなことわり切ってる話でしょう、就任させるときから。そして結果を見て、今になって一定の云々って論評するというの、私はいかがなもんか。私は論評する気全然ないんですよ、むしろ先に向けてね、御苦労さんだったと、よくやりましたと。

今こういう種のはたくさんありますでしょう。以前にもちょっと質疑の対象したときに、管内でも二十幾つだかなんか、そのぐらい何かありましたよね。今ちょっとメモここにございませぬけども、精査したときにはあったんですよ。

それだけに、あるいは大手あたりも相当やっぱり力入れてるということもあって、なかなか営業力、それから販売網というのは全然もう問題になりませぬのでね。

だけど私はね、この施設、この農産公社と

というのはエーデルケーゼ館として当時松村課長だったんですよね、そのときの論議が今でも思い起こされてくるんですよ、その設置しようとしたときに。議会もやっぱり賛否両論だったんですね。やっぱりあの設置導入について、先に向けての一連のシミュレーションが描けないって。

いや、一定のスタートするときはいいいですよ、スタートするときには一定の補助事業で農水事業でやっていくんでも、ランニングする上において本当にどうなのかって、非常にかんかんがくがくでかなり議論をした経過、今でも覚えてるんですよ。

そういうことを踏まえて、さりとて、そういうことの設置をして審議をした立場からすれば、何とかして残したいなって、メイプルになってる隣のあれも同じですよ、一体で残したいなって。

だからあの上のちょうど上がって上から見て足寄湖ですか、見たときすごい景観がよくてね、あれ夜ならまだいいのかなとか、一番夜いいのは、やっぱり冬の夜空の大規模草地ですけどね、真冬にあそこへ仕事の関係で行ったの今でも覚えてますけども、やっぱりもろもろを含めていろいろな夢を抱きながらやっぱり考えたもんなんです。したがって、この段階においてみんなね、このものを廃止するということは、私は本当に断腸の思いですね。

だけでも一方でね、やっぱりやり方がね、事業展開が、みずからやっぱり首長が大株主として乗り込んでいって、技術担当は担当者でもいいんですけども、きちっとチェックを兼ねてね、そんな議論で言うほど、論理展開するほどそんなうまくいくわけないんだと、そうでしょう。

今の財務大臣だって政策転換、宗旨がえしたって言うてるでしょう。言うてるでしょう、財務大臣、与謝野馨さん。それほどやっぱり経済は生き物なんですよ。ましてやこんな小さなところで、しゃべっているとおりうまくいくんなら、もうそんなだれも貧乏してな

いんですよ、やっぱり。しかし、公だからやっぱり許されないものは許されないですよ、やっぱりそれは。

私は4月以降ね、私は株主でもありません。過日の議会初日に、ちょっと昔の議員の方から、OBの方から電話あって、そしてちょっとお話したとき、このことも話題になりました。

我々補正予算で言ったように役職、平議員でしたからね、そういう負担は全く、株券を買うということにはありませんでしたけど、何とかできれば売りたいと、もうあの何だ、木彫で十分だと。もうあれもパアになりましたでしょう。やっぱり全く公職になく一般のそういう善意で株を取得していただいた方にいたしますれば、そういう思いがするんですよ。

そして、報道されることが余りいい報道がなされていないでしょう、状況が厳しいでしょう。だからやっぱり事業のあり方そのものもね、私に言わせれば、役員会、取締役会やってるんだよ、あなたも含めて。批判を私はしたくないけども、いかがなものだろうかという思いはしてるんですよ、正直言うと。

それだけの見識のある方が、有能の方がやっぱり取締役と、農産公社の取締役なんたら、とてもそんなちっちゃな企業の会社のそんなことない、足寄町長さん筆頭にそうそうたるメンバーというふうに私は認識してますけどね、それでどうしてこんな状況になるのかな。

昨年度の株主総会の経過もちょっとお聞きした経過あるんですよ、そしてあのとき役員改選ございましたでしょう。だから私はね、公のものというのは、どちらかというと、自分に傷みを感じないというせいもあって、意外とその辺って希薄でないかな。それはあなたも含めてね、あなたも含めて。これがみずから自分に火の粉がかかってきたら、もう大変なことですよ。

だからそういう意味で、次の人事案件も含

めて、これはもうすべてこれは大株主の足寄町を代表する、公金を投入して2,000万も出資してるわけだ、その責任者が足寄町長なわけですから、だからその辺も含めて、この今の今回のことも含めて、財務上も含めてこれが大きなね、悪いことにまた町長って永久にできない、2年で終わるんですもね。だけれどもう一回ぜひさせて、また悪かったらね、それをきちっと経営陣の一員として補ってんしていただきたいぐらいの思いはあるんですよ、やっぱり、思いはあるんです。

だからその辺をやっぱり明確に、今の聞くと、今月いっぱい辞任受理をした、4月1日から現状の取締役で選任するというのも今明らかになりました。そうだとすれば、そういうことをきっちりしていただきたいなと。

それと同時に、役員責任も含めてね、そして今出されてる2点目の要するに経営分析の指導に基づく抜本的な改革なんていうそういう抽象表現というのはね、ごくありふれた話ですから、それほど真摯に私は受けとめてません。当たり前の中です、それは。この状況、4年連続赤字ったら、もう当然そういうことですよ。

むしろ次の点、交付金、雇用交付金、これがどういうふうに出てきて事業外収益に入れるのか、そういう裏付けがあって今の次の営業等をできる、財務をできる、今まで現社長が苦労なされてね自分、チーズもつくらんけりゃならん、営業もしなけりゃならん、人を雇えばまた赤字が出ると、こういう中でずっと来たと思うんですよ。私、大変だったろうなって。

そしてただ口出すだけでしょ、一連の経営のノウハウとか、それに対するアドバイスとかなんもね。いやいや、ボランティアでしたら、おれも役員の一角だからってお手伝いした方いるかどうか私はわかりませんが、僕、本当に大変だったんだと思うんですよ。

逆の立場だったら、本当に彼の立場を私わ

かりますよね。そういうことも思いをはかってね、だから私は、そういう面では彼に経営責任と言うつもり全くないですよ、状況がわかるだけに。

けれど、先に向ける4月以降については、これは一つの決断として、町から町民の税金を使ってコンサルに出してやって、今交付金事業で云々で営業担当、従来の含めてやってるわけだから、あと取締役、どんな方が就任されるのかわかりませんがね、私はこの辺は、従来のことだったら経費がかかるからって兼務みたいなそんな社長って、私はそんな甘いもんでないというふうに思ってたけど、足寄町を代表する足寄町長さんがそういう立場にいて、総会でもそういうふうに意思決定されたようにお聞きになってますから、その点また報告されてますから、私は了としてましたけどね、今回この4月からはそうはいかないのかなという思いをしてるんですよ。そういうことですよ、ひとつこの辺も含めてもうちょっと、交付金の関係も含めて、それから新たな布陣の関係も含めてね、ひとつ御所見をいただきたいと思います。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今議会に後ほど追加提案をさせていただく予定のふるさと雇用再生特別対策事業、この交付金でありますけれども、この内容も若干説明をさせていただきたいなというふうに思います。

実はこの事業、3年間ということで、これは申請者は町になります。町から新たに雇用するところに委託という形で、その名称は足寄放牧ブランド確立促進業務ということで町が委託をします。

これは総額は今のところ849万6,000円を予定しております。このうちの人件費として710万5,000円、この人件費710万5,000円を新たな雇用につなげてもらうということでございます。ですから3年間は町の委託事業で、そのお金はいわば農

産公社に入るといことになります。それで3年間、ともかく必死になって再建に向けて頑張ってもらおう。

当然3年後はその事業終わりますから、これは自賄いできなかつたら、それでまた同じ状況ということになるということもこれは想定されるわけでありましてけれども、ですからこれは雇用に際しては、当然その3年間の中で今の会社の状況もしっかりお伝えをし、そして場合によっては3年間でもうこの会社なくなるかもしれないんだよということも含めて、これはある意味、新しく働かないかって募集をしていて、3年なったらあなた首になるかもしれませんよという、こういう厳しい部分もあるわけでありましてけれども、それなりの気構えを持って従事していただけるような方を募集をし、そして必死になって頑張ってもらおうという、そういう体制づくりをしていこうということでございます。

残りの人件費ほかについては、これはこの事業をやっていく上での研修費ですとか、あるいは場合によっては旅費等も見れるというようなことでございますから、大体旅費、研修費合わせて100万弱ぐらいになるでしょうか、そういう部分もあるということでございますし、それからもう1点のふるさと地域力発掘支援モデル事業、これにつきましてはこちらの方で場合によってはですよ、必要であれば機械を購入するというようなことも。

何せ今、手作業でやってるといこと、本当に今の社長、頑張ってるモツアレラチーズ、これ手づくので延ばすやつですね、これ熱いうちにしなきゃいけないといこと、これがなかなか生産する、これはなかなか人気があって売れてるみたいですがけれども、ただ製造する数に限りがある、手づくりなもんだからということもあるものですから、場合によっては、これすぐにはならないかもしれないけれども、状況を見ながら、場合によってはそういう機会を導入することによって、またこれ経営改善につながることかなと。

こちら辺につきましては、取締役会議会含めて現場での状況報告を受けながら、しっかりとした対応をしていく必要があるな、こんなふうにも思っているところでございます。

そういう意味では、ある意味ありがたい制度が出てきたといこと、3年間かけて何としても再建をしなくちゃいけない、また、言葉をかえれば再建十分可能ではないのかなというふうにも思っておりますので、これまた取締役会含めて必死になって一丸となって再建を図っていきたいというふう考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今の答弁聞いておましてね、3年間これやはり町長ね、あれですよ、これだけ質疑をしないうちにね、すらすらすらすらとこう何かね、（不明）いただいてあるけど、補正予算も次々という感じでね、お尋ねしなくても、一定の事業外収益がこういう制度上の中で数値を示して、この3年間死に物狂いでというような形でね、ただ、あと残りはやっぱり経営トップの問題ですよ。単なる形式なトップでない、さっきは明らかに取締役会の中というお話した経営トップだけの問題ですよ。

実質、僕ね、ずっと委託事業の中で、今までの国との絡みあったから委託製造でそれにある職員が携わった百条委員会のとき、つくづくずっと精査した経過あったもんですからそれでよく承知してるんですね。

この事業、この施設の立ち上げの審議に携わったこともあり、また途中のランニングの中でそういう事犯があって携わったって。最近ここ何年間は全然承知しておりますせんけどね、そういうことからいくと、ただ単なる武士の商法的なそんなことではだめなのかな、本当に最後のワンチャンスでないかなと。

あなたは幸いにして、3年間頑張るといこと

うちに、任期あと2年しかないから、いいといえいいようなもんだけど、私はそんなことでは済まされないと考えてますんでね、この辺はやっぱり最後のチャンスとして、それが今回この今出されてる予算そのものが生きてくるんですよ、生きてくるんですよ。

これが事業外収益としていつそういう形でどうなってくるか、何か補正予算を出されるとおっしゃってるから、そのときにまあ質疑するかどうかは別としてね、同じような議論をしても時間の浪費ですんで、内容が精査してそういうことだったら、認識ならあえて論議の必要ないと、こういうことになりましようけども、ただ、最終的に経営陣の問題について、やっぱりこれはきちっと慎重に適切に私は処置していただきたいと、このように切望しますけど、最後の御所見どうぞ。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、高橋議員からお話しあったように、まさしくある意味最後のチャンスなのかなというふうに思っております。ここで立て直し、再建ができなければ、私はもう最悪のことも想定せざるを得なくなってしまうというふうに思っております。

これは過日も取締役会を開催をし、やはり社長の交代も含めて、これはもう本当に万難を排して会社の再建に取り組もうと。ただ、新しい人を迎え入れて初めてこの後等も、しかも、このスタートが4月1日以降でなければならぬということ、少し空白ができません。

この間については、今いるスタッフ、技術者含めて、これはもういろんな品目つくってるわけですが、これは当座、お得意さんのこともありますから、最低限の品目に絞り込んで、そこでちゃんとお得意さんとながりを持てるような形というようなそんな確認もしておりますので、ともかく必死になって再建に向けた取り組みをしていきたい

というふうに思っておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

延会の議決

委員長（大久保 優君） お諮りいたします。

本日はこれで延会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

延会宣告

委員長（大久保 優君） 本日は、これで延会とします。

午後 3時50分 延会